

BMW & MINI Racing 2025

SPORTING & TECHNICAL REGULATIONS



Published Copy

Signed by

GIOMIC MOTORSPORT Co.,Ltd.

Championship Promoter

Wataru.Morishita

A handwritten signature in black ink, appearing to read 'Wataru.M'.

Published Date: Feb. 28th - 2025

OUR MESSAGE..

挑戦から生れる。
人を鍛える、モータースポーツ。

勝利よりも大切な、成長の瞬間を共に。

目次

BMW & MINI Racing 2025 Sporting Regulation / 競技規定

第 1 条 総則	01	第 26 条 賞典	51
第 2 条 シリーズ開催日程	03	第 27 条 暫定表彰 / 公式記者会見	54
第 3 条 開催グループおよびクラス	05	第 28 条 無線の使用 / 車載カメラ	55
第 4 条 参加資格	06	第 29 条 権利の帰属	56
第 5 条 レース参加および料金	08	第 30 条 抗議および控訴	56
第 6 条 ゼッケン番号	14	第 31 条 サーキットドライブの規律	56
第 7 条 保険加入	15	第 32 条 規程に記載のない事項	57
第 8 条 BMR 委員会派遣役員	16	第 33 条 付則	57
第 9 条 競技参加者の厳守事項	16		
第 10 条 罰則規定	18		
第 11 条 大会参加車両	24		
第 12 条 B.o.P	26		
第 13 条 ホモロゲーション証明書	28		
第 14 条 公式車両検査	29		
第 15 条 ドライバー装備品	31		
第 16 条 スポンサー表示規則	32		
第 17 条 パドック規定	34		
第 18 条 公式予選	34		
第 19 条 ビット規定	37		
第 20 条 スターティング・グリッド	40		
第 21 条 スタート手順	41		
第 22 条 決勝レース形式	47		
第 23 条 車両保管	48		
第 24 条 順位認定	48		
第 25 条 ポイント・スコアリング	49		

M2 CS Racing Series 2025
Technical Regulation /
車両技術規定 [M2 CS Racing (F87)]

第 1 条 総則	66
第 2 条 概要	67
第 3 条 部品定義	68
第 4 条 安全要件および装備品	68
第 5 条 一般的な技術要件と例外	69
第 6 条 車体 / ボディ・シェル	70
第 7 条 車両改造規定	70
1. エンジン / トランスミッション	70
2. 電子制御機器とソフトウェア	71
3. 制動装置	72
4. シャシーおよびサスペンション	72
5. 車体および外装パーツ	76
6. 左右車輪間規定 (タイヤ・トレッド)	77
7. その他アクセサリ部品	78
第 8 条 インテリア	78
第 9 条 エキゾースト・システム	80
第 10 条 エレクトリック・パーツ	81
第 11 条 ホイール	83
第 12 条 タイヤ	83
第 13 条 車両重量	85
第 14 条 燃料	86
第 15 条 潤滑システム	86
第 16 条 音量規定	87
第 17 条 車両表示規定	87

MINI CHALLENGE JAPAN 2025
Technical Regulation /
車両技術規定 [MINI JCW]

第 1 条 総則	92
第 2 条 概要	93
第 3 条 安全要件および装備品	93
第 4 条 一般的な技術要件と例外	94
第 5 条 車体 / ボディ・シェル	95
第 6 条 外装パーツ	95
第 7 条 インテリア	98
第 8 条 最低車高	99
第 9 条 エンジン	101
第 10 条 マネージメント・システム	103
第 11 条 エキゾースト・システム	104
第 12 条 スパーク・プラグ	104
第 13 条 エンジン・マウント	104
第 14 条 サスペンション / フレーム	105
第 15 条 トランスミッション	106
第 16 条 エレクトリック・パーツ	107
第 17 条 制動装置	108
第 18 条 ホイール	109
第 19 条 タイヤ	109
第 20 条 車両重量	111
第 21 条 燃料	112
第 22 条 音量規定	112
第 23 条 車両表示規定	113
第 24 条 データ・ロギング	116

MINI CHALLENGE JAPAN 2025
Technical Regulation /
車両技術規定 [New MINI CPS]

第 1 条 総則	118
第 2 条 概要	119
第 3 条 競技車両登録申請	120
第 4 条 部品定義	121
第 5 条 安全要件および装備品	122
第 6 条 車両改造規定	124
1. エンジン / トランスミッション	124
2. DME (マネージメントシステム)	125
3. ECU (コントロールモジュール)	126
4. 制動装置	127
5. シャシーおよびサスペンション	127
6. 車体および外装パーツ	129
7. その他アクセサリ部品	130
第 7 条 ホイール	131
第 8 条 タイヤ	132
第 9 条 車両重量	134
第 10 条 燃料	134
第 11 条 音量規定	135
第 12 条 車両表示規定	135
第 13 条 データ・ロギング	138

第1条 総則

1. 組織・規則

ビー・एम・ダブリュー・アンド・ミニ・レーシング委員会（以下「BMR委員会」という）は、「BMW & MINI Racing」を名称として第2条 シリーズ開催日程 に記載された6大会全12戦をシーズンとし、主管、運営する。

1.1. BMR委員会組織

① BMW & MINI Racing 事務局（BMR事務局）

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目9-16 丸の内YSビル6階
[ジオミックモータースポーツ株式会社内]
TEL:052-684-5556 / e-Mail: info@bmwminiracing.jp

② BMRテクニカル事務局

〒444-0844 愛知県岡崎市天白町河原50-1
[ジオミックテクニカル株式会社内]
TEL: 0564-83-5885 / e-Mail: technical_div@bmwminiracing.jp

【特別委員】

ビー・एम・ダブリュー株式会社

1.2 本シリーズは、以下の規則、規定に従って開催される。

- ① 国際自動車連盟（FIA）国際モータースポーツ競技規則およびその細則
- ② 日本自動車連盟（JAF）国内競技規則およびその細則
- ③ BMR 委員会発行の競技規則および車両技術規定
- ④ 各サーキット競技会特別規則および公式通知
- ⑤ 各大会特別規則書
- ⑥ 本シリーズへのレース参加規約

2. BMR 委員会は、規則の項目を随時明確にする BMR プルテン（追加公式通知）を発行する権利を留保する。

3. BMR 委員会は、「不可抗力」によるもの、安全上の理由、信頼性の理由によって、これらの規制に必要な変更を行う権利を留保する。

第 2 条 シリーズ開催日程

本シリーズは、「BMW & MINI Racing 2025（以下「BMR.2025」という）」として、以下の日程にて開催される。

Round 1（第 1 戦／第 2 戦） 2025 年 3 月 15 日（土） / 16 日（日）

・富士スピードウェイ（静岡県）

スポット・エントリーお申し込み（登録変更期間）：2 月 3 日（月） - 2 月 23 日（日）

Round 2（第 3 戦／第 4 戦） 2025 年 5 月 10 日（土） / 11 日（日）

・鈴鹿サーキット（三重県）

スポット・エントリーお申し込み（登録変更期間）：3 月 31 日（月） - 4 月 20 日（日）

Round 3（第 5 戦／第 6 戦） 2025 年 6 月 21 日（土） / 22 日（日）

・岡山国際サーキット（岡山県）

スポット・エントリーお申し込み（登録変更期間）：5 月 12 日（月） - 6 月 1 日（日）

Round 4（第 7 戦／第 8 戦） 2025 年 7 月 19 日（土） / 20 日（日）

・スポーツランド SUGO（宮城県）

スポット・エントリーお申し込み（登録変更期間）：6 月 9 日（月） - 6 月 29 日（日）

Round 5（第 9 戦／第 10 戦） 2025 年 9 月 6 日（土） / 7 日（日）

・富士スピードウェイ（静岡県）

スポット・エントリーお申し込み（登録変更期間）：7 月 28 日（月） - 8 月 17 日（日）

Round 6（第 11 戦／第 12 戦） 2025 年 11 月 29 日（土） / 30 日（日）

・モビリティリゾートもてぎ（栃木県）

スポット・エントリーお申し込み（登録変更期間）：10 月 20 日（月） - 11 月 9 日（日）

1. BMR 委員会および主催者は、不可抗力の理由で「BMR. 2025」をキャンセル、延期する権利を留保し、発生した損失、または損害に対して一切の責任を負わない。
2. BMR 委員会は、開催日および内容を変更する場合がある、その際は公式通知および BMR プルテンにて通知される。
3. 開催会場は、「富士スピードウェイ」ならびに「鈴鹿サーキット」を「Class L」、その他を「Class S」として区分を分ける。
 - 3.1. Class L 開催では、BMR 専用ホスピタリティ・ラウンジを展開し、ラウンジ使用権付きのパスを保有する参加者は利用することができる。
 - 3.2. Class L 開催と Class S 開催では、大会参加料金を異なる設定とする。

第 3 条 開催グループおよびクラス

本シリーズは、以下の 2 つのレース・カテゴリーにより構成され、全クラス混走でのレースを実施する。

●M2 CS Racing Series

M2 CS Racing	BMW M2 CS Racing (F87) を使用するクラス
--------------	---------------------------------

●MINI CHALLENGE JAPAN

MINI JCW	MINI JCW CHALLENGE (F56) を使用するクラス
MINI CPS	MINI Cooper S (F56) を使用するクラス

第4条 参加資格

1. ドライバー資格

1.1. すべての競技参加者およびドライバーは、JAF または所属する ASN 発給のライセンスを所持し、JAF 国内競技運転者許可証 A 以上、またはそれに準ずる ASN 発給ライセンス資格でなければならない。

1.2. JAF 以外の ASN に所属する競技参加者およびドライバーは、FIA 国際競技規則第 2.3.7 に定められた出場証明書を提示しなければならない。

2. ドライバー・クラス規定

2.1. 以下の項目に定義された認定基準に基づき、BMR 委員会により「プラチナ」、「エキスパート」、「ジェントルマン」のドライバー・クラスが認定される。

2.2. 全レース・カテゴリーに「プラチナ」「エキスパート」「ジェントルマン」のいずれのドライバーも参加できるが、賞典およびサクセス・ハンディが付与される条件が異なる場合がある。

① M2 CS Racing クラスおよび MINI JCW クラスにおいて、「プラチナ」ならびに「エキスパート」のドライバーは、12 条 2. (ドライバー・ハンディ制) を実施することにより参加することができる。

② MINI CPS クラスにおいて、「プラチナ」のドライバーは参加することができるが、賞典の対象より除外される。

2.3. 「プラチナ」ドライバーの認定基準

- ① 過去に FIA 世界選手権にシリーズでの参戦実績 (年間 2 戦以上) がある。
- ② 過去に SUPER GT、Super Formula、ならびに Formula Nippon にシリーズでの参戦実績がある。
- ③ FIA ドライバー・カテゴリーが GOLD 以上である。
- ④ 上記基準に満たないものの、BMR 委員会が「プラチナ」ドライバーと認めた場合。

2.4. 「エキスパート」ドライバーの認定基準

- ① 過去 3 年以内に BMW & MINI Racing シリーズでのシリーズ優勝実績がある。
- ② 上記基準に満たないものの、BMR 委員会が「エキスパート」ドライバーと認めた場合。

2.5. 「ジェントルマン」ドライバーの認定基準

- ① ドライバー・クラスが「プラチナ」および「エキスパート」の基準に適合しないドライバー。
- ② 上記基準に満たないものの、BMR 委員会が「ジェントルマン」ドライバーと認めた場合。

2.6. ドライバー登録時に希望するドライバー・クラスを参加申込書の所定箇所へ明示しなくてはならない。但し、ドライバー認定に関する最終権限は、BMR 委員会が有し、認定の際は BMR ブルテンにより公示される。

第5条 レース参加申し込みおよび料金

1. 参加方法

- 1.1. ドライバーおよびエントラントは、BMR委員会の指定する様式と方法に従い参加申込書に記載されている内容を確認の上、署名し登録申請を行わなければならない。
- 1.2. BMR委員会により参加が承認された後、参加受理書が送られる。なおBMR委員会は理由を提示することなく参加を承認しない権利を有するものとする。
- 1.3. BMR委員会の指定する様式の参加申込書と必要なライセンス等を含む、有効性の確認ができるすべての提出物が提示されることで、ドライバーおよびエントラントは、本シリーズが開催される各大会への参加申請がなされたこととなる。なお、編入大会オーガナイザーへの直接的な参加申請は許可されない。
- 1.4. 同一大会での他カテゴリーのレースとのダブル・エントリーを行う場合は、BMR委員会へ書面による申請のうえ、許可される場合がある。
- 1.5. 同一大会において、チームは各レース毎にドライバー指名を変更することができるが、公式予選と当該大会の決勝第1レースのドライバーは同一でなければならない。

2. シーズン・エントリー（アーリー・バード）

- 2.1. シーズン・エントリーとは、チームがドライバーを指名し、シーズン開始前に全大会への参戦を表明することを言い、指定の様式と方法に従いBMR委員会に登録申請を行わなければならない。

- 2.2. アーリー・バード（2025年2月9日までにシーズン・エントリー申込完了）特典として、BMR公式でのレース開催プロモーション活動において、パブリシティ取扱いの頻度を増やすなど、参加エントラントのプロモーションを優先的に行うものとする。また、大会参加費用は特別割引価格が適用される。
- 2.3. シーズン・エントリー・チームが、チームの事情により欠場大会が生じた場合、その欠場大会のオーガナイザーに対し、大会開催の15日前までにリタイヤ届けを提出しなければならない。但し、欠場した場合も一旦納付した参加料の払い戻しは行わないものとする。
- 2.4. エントリー車両1台につき、リザーブドライバー含む6名を登録できる。リザーブドライバーは、各大会の登録変更期間内にゲストエントリー申請によって参加申請をしなければならない。
- 2.5. シーズン・エントリーの受付期間は、2025年2月23日までとする。

3. スポット・エントリー

- 3.1. 大会ごとに指定する参加受付期間に参戦表明することを言い、指定の様式と方法に従いBMR委員会に登録申請を行わなければならない。
- 3.2. チームは参加受付期間内に1台の車両に1名（リザーブドライバーを設定する際は最大で2名）のドライバーを指名し登録しなければならない。また、ドライバー名や車両名などの変更は、大会プログラムに内容が反映される参加受付の期間内までとする。
- 3.3. スポット・エントリーの受付期間は、各大会とも開催日の40日前から20日前までのBMR委員会が定める期間とし、それ以降については受け付けないものとする。

4. エントリーの変更

- 4.1. チームが参加申込み内容の変更を希望する場合は、変更して参加する大会の受付期間内に、指定の様式と方法に従い BMR 委員会に登録申請を行わなければならない。
- 4.2. 参加する大会の受付期間を過ぎて申請内容の変更を希望する場合には、所定の変更手数料が必要となる。ドライバーの変更は認められるが、チームの変更を行わない場合に限られる。

5. ドライバー・ネーム

- 5.1. 各クラスの表示規則に従い、競技参加者がデカールを作成して指名するドライバー名を掲示しなければならない。
- 5.2. 参加車両にドライバー名を複数掲示する場合は、当該大会への参加ドライバー以外のドライバー名は覆い隠すなどの処理を施すものとする。

6. 登録車両ネーム

- 6.1. 参加申込書に記載する登録車両名称には、必ず下記のいずれかの文字が含まれていなければならない。なお、文字数は 25 文字までを制限とする。
- ① M2 CS Racing Series
M2 CS Racing : 「BMW」、「M2 CS Racing」もしくは「M2CSR」
 - ② MINI CHALLENGE JAPAN
MINI JCW : 「MINI」もしくは「F56JCW」
MINI CPS : 「MINI」もしくは「F56CPS」

7. 大会参加料金

7.1. M2 CS Racing Series

クラス : M2 CS Racing

① シーズン・エントリー (アーリー・バード) : 2,376,000 円 (税込)

※上記参加料には下記が含まれる

- ・車両エントリー費 (2025 年シーズン ; 6 大会 / 全 12 戦)
- ・年間クレデンシャル・パス (ラウンジ使用権付※Class L のみ) 5 枚
- ・車両通行証 4 枚
- ・ランチチケット 5 名様分 (決勝日)
- ・パブリシティ優先権
- ・ゼッケン番号指定優先権
- ・公式テストおよびドライバー・セレモニーの参加費用 (3 名分)

② シーズン・エントリー : 2,640,000 円 (税込)

※上記参加料には下記が含まれる

- ・車両エントリー費 (2025 年シーズン ; 6 大会 / 全 12 戦)
- ・年間クレデンシャル・パス (ラウンジ使用権付※Class L のみ) 5 枚
- ・車両通行証 4 枚
- ・ランチチケット 5 名様分 (決勝日)
- ・ゼッケン番号指定優先権
- ・ドライバー・セレモニーの参加費用 (3 名分)

③ スポット・エントリー :

Class L - 484,000 円 (税込) / Class S - 396,000 円 (税込)

※上記参加料には下記が含まれる

- ・車両エントリー費 (1 大会分 / 全 2 戦)
- ・クレデンシャル・パス (ラウンジ使用権付※Class L のみ) 4 枚
- ・車両通行証 3 枚
- ・ランチチケット 4 名様分 (決勝日)

7.2. MINI CHALLENGE JAPAN

クラス：MINI JCW

① シーズン・エントリー（アーリー・バード）：2,079,000 円（税込）

※上記参加料には下記が含まれる

- ・車両エントリー費（2025年シーズン；6大会/全12戦）
- ・年間クレデンシャル・パス（ラウンジ使用権付※Class Lのみ）5枚
- ・車両通行証 4枚
- ・ランチチケット 5名様分（決勝日）
- ・パブリシティ優先権
- ・ゼッケン番号指定優先権
- ・公式テストおよびドライバー・セレモニーの参加費用（3名分）

② シーズン・エントリー：2,310,000 円（税込）

※上記参加料には下記が含まれる

- ・車両エントリー費（2025年シーズン；6大会/全12戦）
- ・年間クレデンシャル・パス（ラウンジ使用権付※Class Lのみ）5枚
- ・車両通行証 4枚
- ・ランチチケット 5名様分（決勝日）
- ・ゼッケン番号指定優先権
- ・ドライバー・セレモニーの参加費用（3名分）

③ スポット・エントリー：

Class L - 423,500 円（税込） / Class S - 346,500 円（税込）

※上記参加料には下記が含まれる

- ・車両エントリー費（1大会/全2戦）
- ・クレデンシャル・パス（ラウンジ使用権付※Class Lのみ）4枚
- ・車両通行証 3枚
- ・ランチチケット 4名様分（決勝日）

クラス：MINI CPS

① シーズン・エントリー（アーリー・バード）：1,188,000 円（税込）

※上記参加料には下記が含まれる

- ・車両エントリー費（2025年シーズン；6大会/全12戦）
- ・年間クレデンシャル・パス（ラウンジ使用権付※Class Lのみ）3枚
- ・車両通行証 3枚
- ・ランチチケット 3名様分（決勝日）
- ・プロモーション優先権
- ・ゼッケン番号指定およびピット・ボックス割当て優先権
- ・公式テストおよびドライバー・セレモニーの参加費用（2名分）

② シーズン・エントリー：1,320,000 円（税込）

※上記参加料には下記が含まれる

- ・車両エントリー費（2025年シーズン；6大会/全12戦）
- ・年間クレデンシャル・パス（ラウンジ使用権付※Class Lのみ）3枚
- ・車両通行証 3枚
- ・ランチチケット 3名様分（決勝日）
- ・ゼッケン番号指定優先権
- ・ドライバー・セレモニーの参加費用（2名分）

③ スポット・エントリー：

Class L - 242,000 円（税込） / Class S - 198,000 円（税込）

※上記参加料には下記が含まれる

- ・車両エントリー費（1大会分/全2戦）
- ・クレデンシャル・パス（ラウンジ使用権付※Class Lのみ）2枚
- ・車両通行証 2枚
- ・ランチチケット 2名様分（決勝日）

8. ミーティングへの参加義務

8.1. ドライバー・ブリーフィング

- ① 当該大会の公式通知により示された時刻および場所で行われる。
- ② ドライバーは、自身が参加するすべての大会でドライバー・ブリーフィングに参加しなければならない。
- ③ 競技参加者は、ブリーフィング資料および当該大会のために発行される資料を遵守しなければならない。
- ④ ドライバーブリーフィングを欠席または遅刻したドライバーに対しては、大会審査委員会より罰金などの罰則を科す場合がある。また、ブリーフィング中に電話やスマートフォン、タブレット等を操作した場合は、不在とみなし大会審査委員会に報告される。

8.2. エントラント代表者ブリーフィング

各大会では、BMR 委員会による監督ブリーフィングの開催が行われ、当該大会に参加するエントラント代表者の出席を必須とする。なお、例外的に承認された場合には、それに代わる立場の代理人の出席が認められる。欠席もしくは遅刻した代表者に対しては、罰則が科せられる場合がある。

第6条 ゼッケン番号

1. ゼッケン番号

- 1.1. すべてのチームは、ゼッケン番号を BMR 委員会に申請しなくてはならない。
- 1.2. 使用できるゼッケンの範囲は「2」から3桁までとするが、「11」「32」「37」「98」「100」「111」「0」は、BMR 委員会が認めた場合を除き申請は受け付けられない。
- 1.3. 参加者は第3希望までのゼッケン番号の申請を行い、BMR 委員会にて決定される。なお、ゼッケン番号の優先順は下記のとおりとする。

- ① 本大会への継続参戦歴
- ② 参加申し込み順（アーリー・バードおよびシーズン・エントリー優先）

第7条 保険加入

1. ドライバーは900万円以上、ピットクルーは400万円以上の自己の傷害保険に加入していなければならない。
2. 保険加入金額が上記金額に満たない場合、あるいは加入していない場合は、その不足分について各大会のオーガナイザーが指定する保険に加入しなければならない。
3. 各大会オーガナイザーの指示により、上記保険とは別に指定する共済会への加入が必要となる場合がある。

第8条 BMR委員会派遣役員の役務と権限

1. BMR委員会は、本シリーズの価値を強化すると共に大会の公平性を保ち、判断基準の統一性を維持するため、以下のメンバーをBMR委員会特別役員に任命して大会審査委員会に派遣する。

チャンピオンシップ・プロモーター： 森下 渉 および本人が任命した代理人
レース・ディレクター： 後藤 比東至 および本人が任命した代理人
テクニカル・ディレクター： 神保 慎一 および本人が任命した代理人
BMR車両検査員： 太田 義満 および本人が任命した代理人

2. チャンピオンシップ・プロモーターは、本シリーズ全体を統括する。
3. レース・ディレクターは、大会期間中のレース運営や判定に関する項目について、シリーズ独自の判断に基づく提言を大会競技長に行い、大会の競技運営および判定基準の平準化を測るものとする。但し、レース運営や判定に関する最終的な判断を下す権限は大会競技長に委譲する。
4. テクニカル・ディレクターは、大会参加車両の安全性および公平性に関する項目について、シリーズ独自の判断に基づく提言を行い、大会技術委員長を補佐する。
5. BMR車両検査員は、大会期間中の車両検査に関する項目について、シリーズ独自の判断に基づく提言を行い、大会技術委員長を補佐する。

第9条 競技参加者の厳守事項

1. 競技参加者（ドライバー、チーム、車両所有者など）は、すべての法規および規則を厳守しなくてはならない。

2. 競技参加者（ドライバー、チーム、車両所有者など）は、いかなる状況下においても常に秩序ある行動をとり、他の参加者、ゲスト、大会役員に対して攻撃的、または侮辱的な言動を厳に慎まなくてはならない。
3. 競技参加者（ドライバー、チーム、車両所有者など）は、発行されたクレデンシャルなどを常に正しく身につけなければならない。また、BMR委員会ならびに運営スタッフによる確認の際にはに速やかに応じなくてはならず、不所持により入場が拒まれた場合はいかなる理由でも応じなければならない。
4. クレデンシャルならびに車両通行証の不正使用が発覚した場合は、対価の請求と共に厳重に罰せられる。
5. パドック内での危険物の取り扱い
 - 5.1. 競技参加者（ドライバー、チーム、車両所有者など）は、大会期間中の危険物取り扱いに十分に配慮し、下記の内容に注意しなければならない
 - ① ガソリンなどの危険物を取り扱う周辺は、必ず火気厳禁とすること。
 - ② 火気を使用する際の車両整備は、必ずガソリンから遠ざけること。
 - ③ 喫煙（電子タバコ含む）は、必ず指定された喫煙場所で行うこと。
 - ④ 給油の際、静電気の発生をさせないように注意すること。
 - ⑤ ガソリンなどをこぼしてしまったら、すぐにふき取りをすること。
 - 5.2. ガソリン保管の際には、以下の内容に注意しなければならない。
 - ① 発熱部品などから遠ざけるなど、ガソリンの温度上昇を抑えること。
 - ② ガソリンの保管は、専用の携行缶を使用して密栓すること。
 - ③ ガソリンの入った携行缶を保管する際は、直射日光を避けて配置すること。
 - 5.3. 不要となったガソリンおよびオイル類、フルード類、クーラントを廃棄する場合は、パドック内に設置された所定の廃油タンクに捨てなければならない。

- 5.4. 車両よりガソリンを抜き出す際には、手元に消火器を準備し、発火には直ぐに消火できる体制をとらなければならない。

第10条 罰則規定

1. 本規定書、ブルテンおよび公式通知で定められた規則に対する違反は、大会審査委員会が内容を考慮したうえで決定し、BMR 委員会より罰則内容が公示(ペナルティ公示)される。
2. 大会期間中、旗信号の無視、危険走行、接触事故などのラフ・ドライブ行為が認められた場合は、JAF 国内競技規則 11-9 による「競技会出場停止(失格)」の適用も含め、厳罰に罰せられる。

- 2.1. 本シリーズで大会審査委員会が違反者に課することができる罰則は、以下の通りとする。

- ①. 訓戒、訓戒(始末書提出)、罰金、参加資格の取消し(失格)
- ②. ペナルティ

3. ペナルティ

3.1. ドライビング・スルー・ペナルティ

- ① ドライバーは、ピットレーンに進入し、ピット・エリアに停止せずにピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。

3.2. ペナルティ・ストップ

- ① ドライバーは、ピットレーンに進入し、ペナルティ・ストップ・エリアに少なくともタイム・ペナルティとして課せられた時間の間、停止した後、ピットレーン出口からレースに復帰しなければならない。なお、自己のピット・エリアに停止することは認められない。
- ② ペナルティ・ストップ・エリアでは、車両のエンジンを停止する必要はない。エンジンが停止した場合は、タイム・ペナルティの時間が経過後は再始動することを認める。

3.3. グリッド降格

自己の得たスターティング・グリッドより、降格したグリッドが指定される。なお、グリッドの降格数は違反内容に応じて大会審査委員会によって決定される。

3.4. タイム・ペナルティ

- ① 5秒間のタイム・ペナルティ：競技結果に対して5秒を加算する。
- ② 10秒間のタイム・ペナルティ：競技結果に対して10秒を加算する。

4. ドライビング・スルー・ペナルティもしくはペナルティ・ストップが科された場合、メイン・フラッグ台で掲示されるペナルティ・ボードの前を通過後から3周以内に規定の通り実行しなければならず、実行できなかった場合は失格とし黒旗を提示する。但し、当該掲示後3周以内にレースが終了したタイム・ペナルティを規定の通りに実行できなかった場合は、競技結果に対してドライビング・スルー・ペナルティ、またはペナルティ・ストップに相当するタイムを加算する。なお、加算されるタイムは大会審査委員会の裁量によるものとする。

5. 5秒間もしくは10秒間のタイム・ペナルティは、メイン・フラッグ台でゼッケン番号とタイム・ペナルティ・ボードが提示され、当該車両は競技結果に対して5秒もしくは10秒の時間が加算される。
6. 大会審査委員会は、状況に応じて本条2.で定める罰則を強化することができる。
7. 本条に従い、レース中に執行されたペナルティおよび黒旗の表示に対する抗議・控訴は認められない。
8. 決勝レース中に違反行為を行ったドライバーに対し、本条2.で定める罰則の適用が履行できない場合、大会審査委員会は次レースもしくは次大会の「グリッド降格」等の罰則を課すことができる。
9. スポーツマン・ペナルティ
 - 9.1. 各大会において、BMR委員会はJAF国内競技規則に従い、競技参加者に対して罰則を科せることができる。また、下記行為に対しては、大会参加資格を取り消す場合がある。資格が取り消された場合は、それまで獲得したポイントも同時にすべて取り消される。
 - ① 参加条件に満たない場合。
 - ② 参加に関わる規則を厳守しなかった場合。
 - ③ スポーツマン・シップから逸脱した行為、言動があった場合。
 - ④ BMR委員会ならびに運営スタッフの指示に従わなかった場合。
 - ⑤ 他の参加者、ゲスト、大会役員、大会審査委員会に対しての攻撃的、または侮辱的な言動や発言、今後の大会開催に影響を及ぼす可能性のあると判断される内容での発言ならびにSNSなどでの発信があった場合。
 - 9.2. 罰則が科せられることにより費用が発生した場合、その費用負担はすべて当該参加者が負担することとする。

- 9.3. スポーツマン・ペナルティの判定を受けた場合、BMR委員会より罰則内容が公示（ペナルティ公示）され、「当該大会で得たポイント」、「それ以前に得たポイント」、「次大会で得たポイント」のいずれかから50ポイントが減算されたうえ、次戦決勝レースのスターティング・グリッドにて、参戦クラス最終グリッドへの降格を行う処分を施す場合がある。

10. 妨害行為（危険なドライブ行為）

- 10.1. 大会期間中、いかなる場合も下記のような「危険なドライブ行為」を行ってはならない。
 - ① 衝突を起こす行為
 - ② 他のドライバーのコースアウトを強いる行為
 - ③ 他のドライバーによる不当な追い越しを妨害する行為
 - ④ 追い越しの最中に他のドライバーを不当に妨害する行為
 - ⑤ FIA国際モータースポーツ競技規則付則L項第4章.2に違反する行為
 - ⑥ 走行中にコントロールを失った車両、あるいは走路外に出た車両のドライバーがコースに復帰する際に後続車両の走行を妨害する行為
 - ⑦ 重大な事故の発生が予測できる危険な行為
- 10.2. 本条10.に定める妨害行為（危険なドライブ行為）の判定を受けた場合は、本条11.に定めるペナルティ・ポイントが付与される。

11. ペナルティ・ポイント

11.1. ペナルティ・ポイント累計

本シリーズでは、競技参加者の安全意識ならびに規則順守意識の向上を図ることを目的にペナルティ・ポイントの累計制度を採用する。

- ① 大会期間中に大会審査委員会により科せられたペナルティに応じて、BMR 委員会によってペナルティ・ポイントを付与する。但し、状況に応じて BMR 委員会が独自にペナルティ・ポイントを科す場合もある。
- ② ペナルティ・ポイントは、一つの事案に対してドライバーおよびエントラントに付与され、当該事象の発生月を含めて 12 カ月間累積させる。
- ③ ドライバーのペナルティ・ポイントの累計が「10 点」になった場合、当該ドライバーには次大会出場停止の罰則が科せられる。
- ④ エントラントのペナルティ・ポイントの累計が「30 点」になった場合、当該エントラントには次大会出場停止の罰則が科せられる。
- ⑤ 出場停止の罰則を履行した場合、ドライバーは「5 点」、エントラントは「15 点」が減算される。但し、再度ペナルティ・ポイントの累積が規定の点数になった場合は、再び次大会への出場停止の罰則が科せられる。
- ⑥ 本ポイントの付与および累計は、BMR 委員会より公示される。

11.2. ペナルティ・ポイントの対象事例

ポイント	事例
3 - 5	同クラス同士での接触で、相手をスピン・アウトもしくはクラッシュさせる行為
4 - 6	他クラスまたは同クラスでも異周回の相手をスピン・アウトもしくはクラッシュさせる行為
2 - 3	黄旗中の追い越し行為（他クラス）
3 - 4	黄旗中の追い越し行為（同クラス）
3 - 4	黄旗中のスピンもしくはコースアウト
3 - 4	赤旗中のスピンもしくはコースアウト
1 - 3	安全確認義務違反（ピット・ロード速度違反などの一般規則違反）
2 - 10	報復行為、暴言・暴力行為
1 以上	上記以外のドライバーに関わる行為
1 以上	ピット作業違反など、その他エントラントに関わる行為（エントラントのみ）
5 以上	車両規則違反（エントラントのみ）

12. 車両規定違反

- 12.1. 競技参加者は、「Technical Regulation / 車両技術規定」を厳守しなければならない。この条項に違反した場合は、大会審査委員会の審査結果を考慮し、BMR 委員会より厳しく罰せられる。
- 12.2. 車両規定違反の判定を受けた場合は、本条 11. ペナルティ・ポイントが付与されたうえ、シリーズ・ポイントより「当該大会で得たポイント」、「それ以前に得たポイント」、「次大会で得たポイント」のいずれかから 50 ポイントが減算され、次戦決勝レースのスターティング・グリッドにて、参戦クラス最終グリッドへの降格を行う処分を施す。

第11条 大会参加車両

1. BMR 委員会が認めた下記の競技車両に限定される。
 - 1.1. M2 CS Racing Series
 - ① M2 CS Racing : 「BMW M2 CS Racing(F87)」
 - 1.2. MINI CHALLENGE JAPAN
 - ① MINI JCW : 「MINI F56 JCW CHALLENGE(F56)」
 - ② MINI CPS : 「New MINI 3 ドア・ハッチバック・クーパー S(F56)」
2. 車両変更は、いかなる場合も競技参加者によって申告されなければならない、書面にて BMR 委員会の許可を得なければならない。
3. 車両開発などの目的のため、BMR 委員会よりエントリーする車両は「Technical Regulation / 車両技術規定」を免除される場合がある。
4. 封印されたエンジン、ギア・ボックスの修理の禁止および交換申請
 - 4.1. エンジン、ギア・ボックス、デファレンシャルなど、封印を取り外して行う修理は認められない。
 - 4.2. エンジン本体を破損してしまった場合は、BMR 委員会より供給される封印済みのエンジン本体に交換しなくてはならない。
 - 4.3. ギア・ボックス、デファレンシャルを破損してしまった場合は、BMR 委員会による修理対応を施したうえ、再封印を行わなくてはならない。

5. OBD アクセス・ポートの封印 [※ CPS クラス]

- 5.1. OBD アクセス・ポートは、いかなる状況下でも破壊されてはならない。
- 5.2. 大会期間中、OBD アクセス・ポートの封印の開封が必要となった場合は、BMR 委員会に申請のうえ、技術員が立会いのもと修理対応を施さなくてはならず、修理対応後は再封印を行わなくてはならない。なお、技術員の立会いなく封印が開封された場合は、第13条 ホモロゲーション証明書の再認定を受けなくてはならない。
- 5.3. 大会期間以外での修理などにより OBD アクセス・ポートの封印の開封が必要となった場合は、事前に BMR 委員会に連絡し、修理対応手続き（再封印申請を含む）を行わなくてはならない。
- 5.4. 公式車検時に封印の開封が発覚した場合には、BMR 委員会によって完全検査が行われない限り車両検査不適合となる。なお、完全検査にかかる一切の費用は、競技参加者が負担しなければならない。
- 5.5. OBD 再封印手数料
 - ① レース期間中 (BMR テクニカル事務局立会い) : 3,300 円 (税込)
 - ② BMR テクニカル事務局立会い無し : 22,000 円 (税込)

第12条 B.o.P (バランス・オブ・パフォーマンス)

BMR 委員会は、カテゴリー・グループおよびクラス混走による安全の確保と競技性のある大会運営のため、下記の B.o.P (バランス・オブ・パフォーマンス ※性能調整) を実施する。

1. パワー・スティック (エンジン出力調整) の使用 [※ M2 CS Racing クラス]

BMR 委員会より提供されるパワー・スティックにより、エンジン出力調整が施される。使用するパワー・スティックは、大会毎に BMR 委員会により指定される。

2. ドライバー・ハンディ制

ドライバー・クラスに応じて、下記の性能調整を実施する。

2.1. パワースティックによる出力制限 (M2 CS Racing クラス)

パワー・スティックによるエンジン出力性能の引き下げ措置が課せられ、1 または 2 段階の範囲で実施される。なお、本ハンディの付与は、下記の基準に基づいて BMR 委員会による裁量により決定されるが該当しない場合がある。

- ① プラチナ・ドライバー；当該大会で指定するパワー・スティック (エンジン出力) より 2 段階引き下げられたパワー・スティックを使用しなければならない。
- ② エキスパート・ドライバー；当該大会で指定するパワー・スティック (エンジン出力) より 1 段階引き下げられたパワー・スティックを使用しなければならない。
- ③ ジェントルマン・ドライバー；エンジン出力調整措置が課せられない。

2.2. 最低重量による性能調整 (MINI JCW クラス)

- ① プラチナ・ドライバー；指定される最低重量よりも 50KG 重いハンディが課せられる。
- ② エキスパート・ドライバー；指定される最低重量よりも 30KG 重いハンディが課せられる。
- ③ ジェントルマン・ドライバー；性能調整措置が課せられない

3. サクセス・ハンディ制 [※ M2 CS Racing]

サクセス・ハンディ制は、ドライバー・ハンディ制から独立したハンディ制度であり、エキスパート・ドライバーならびにジェントルマン・ドライバーには、各大会の競技成績により次回参加大会に向けてパワー・スティックによるエンジン出力性能の引き下げ措置が課せられる。エンジン出力調整は、1 段階で公式予選前に BMR 委員会により実施される。

- 3.1. 参戦 1 戦目のドライバーにはハンディは課せられない。
- 3.2. 参戦する大会の各戦いずれかで優勝したドライバーは、次回の参加大会 (ラウンド) において当該大会で指定するパワー・スティック (エンジン出力) より 1 段階引き下げられたパワー・スティックを使用しなければならない。
- 3.3. 課せられたサクセス・ハンディは、参加する大会の各戦いずれかの競技成績が 3 位までに入賞しなかった場合を除きシーズンの最終戦まで継続され、当該大会で各戦いずれかの競技成績が 4 位以下となった場合は、次回大会において 1 段階引き戻される。
- 3.4. 本シリーズの最終大会では、サクセス・ハンディは撤回される。なお、「第 12 条 2.2.1 ドライバー・ハンディ制」は撤回されないものとする。

第13条 ホモロゲーション証明書 (G1 ドキュメント)

[※ MINI CPS クラス]

「ホモロゲーション証明書 (以下、G1 ドキュメント)」は、BMR に参戦する車両の識別に使用される証明書であり、本証明書をもって正式に競技車両として認定される。

1. 競技参加者は、大会参加申し込み前までに競技車両としての認定を完了しなければならない。
2. G1 ドキュメントは、BMR テクニカル事務局に「競技車両登録申請」を行うことで登録・発行される。
3. 大会に参加する競技車両の車台番号・エンジン番号・ギア・ボックス番号は、G1 ドキュメントに記載されたものと同一でなければならない。
4. G1 ドキュメントの内容に変更が生じた場合、各種申請書により変更申請を行わなければならない。
5. G1 ドキュメントは、大会参加受付時に必ず提出しなければならないが、公道走行車両検査時に返却される。但し、公道走行車両検査にて不具合箇所が指摘された車両に関しては返却せず、その不具合箇所が修理されたことを示す修理報告書が提出されるまで BMR テクニカル事務局により管理保管されるものとする。
6. G1 ドキュメントを紛失した場合は、速やかにその旨を BMR テクニカル事務局まで連絡し、再発行の申請手続きを行わなければならない。なお、再発行にかかる手数料は 8,800 円 (税込) とする。

第14条 公式車両検査

1. 競技車両は、「Technical Regulation / 車両技術規定」に合致した車両でなければならない。
 - 1.1. 公式車両検査時には下記の書類が必要となる。
 - ① ボディ・シェル・シリアル証 (M2 CS Racing クラス)
 - ② G1 ドキュメント (MINI CPS クラス)
2. 競技車両は、公式通知で示されるタイムスケジュールに従い、指定の時間内に所定の車両検査区域で実施される車両検査を受けなければならない。
3. 車両検査を受けない競技車両、あるいは検査の結果により大会参加が不適当と判断された競技車両、技術委員長による改善命令に応じない競技車両は、大会に参加できない。
4. 指定の時間に遅刻した場合は、大会競技長が大会審査委員に図って行うものとする。
5. 車両検査時に、JAF 国内競技規則第 4 付則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する不足」に従い、技術委員の点検を受けなければならない。
6. 公式車両検査に合格した競技車両には、合格証が貼られ車両の交換が禁止される。
7. 車両検査に合格した車両は、いかなる場合もパドック外に持ち出してはならない。但し、公式予選終了後 1 時間以内に BMR 委員会へ車両持ち出し申請を行い、大会技術委員長および大会競技長の許可を得た場合は持ち出しが可能となる。その際には再度車両検査を受ける必要があり、再車検手数料 33,000 円 (税込) を支払いしなくてはならない。

8. 正式結果発表後に車両検査が必要と判断した場合、BMR 委員会が指定した車両輸送方法および工場で実施する。なお、車両検査費用(車両搬送費および分解・組み立てに要した費用)は、BMR 委員会が算出し、当該車両の所有者が全額を負担しなければならない。

9. 公道走行車両検査 [※ MINI CPS クラス]

9.1. 自動車検査証を有する競技車両は、決勝レース終了後に一般公道における安全な運行が可能であることを確認する為の公道走行車両検査を受けなくてはならず、当該検査が完了するまでは、いかなる場合もパドック外に持ち出ししてはならない。当該検査は、大会競技役員が立会いのもので BMR 委員会が指名する自動車検査員が行う。

9.2. 検査項目

- ① 車体外板
- ② 舵取り装置
- ③ 制動装置
- ④ 走行装置
- ⑤ 緩衝装置
- ⑥ 動力伝達装置
- ⑦ 電気装置
- ⑧ 原動機
- ⑨ 排気装置
- ⑩ 灯火および方向指示装置
- ⑪ 警音器・窓拭器・洗浄噴射装置
- ⑫ 競技走行において異常が認められた箇所
- ⑬ JAF 指定の「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査票」に従い、さらに下記項目を追加する。
 - [ア] エアバック機能の復元
 - [イ] 牽引用穴あきブラケットの取り外し
 - [ウ] 最低地上高

10. 検査結果および処置 [※ MINI CPS]

10.1. 公道走行検査において一般公道における運行に不適と判断された競技車両は、BMR 委員会が管理し、その指示に従い保管場所、または自動車整備工場まで車両運搬車などで移動し修理ならびに整備を行う。それらの作業が完了し、BMR テクニカル事務局においてその確認がなされない限り、以降の大会への参加は受理されない。

第 15 条 ドライバー装備品

1. 練習、公式予選、決勝レースなど、全セッションでドライバーは、難燃性のレーシング・スーツ(腕、足、首、胴体をカバー)、レーシング・グローブ、レーシング・シューズを着用しなければならない。
2. 装備品は、FIA 国際競技規則付則 L 項に即したものを使用すること。
3. 難燃性バラクラバ、ソックス、アンダーウェアの着用を義務付ける。
4. 頭部および頸部の保護装置 (FHR/HANS) の使用を義務付ける。

第16条 ドライバー装備品へのスポンサー表示規則

1. ドライバー・ワッペン規則

1.1. BMW & MINI Racing 2025 に参加するすべての競技参加者は、レースが行われる期間中、ドライバー・レーシング・スーツに規定のロゴマークを貼付けしなければならない。

1.2. ロゴマーク・ワッペンの貼付けは、下記の位置を基準とする

M2 CS Racing Series

- M2 CS Racing Series (左胸) ※幅 90mm 以上100mm 未満
- DUNLOP (左胸) ※高さ : 22 mm × 幅 : 100 mm

【指定ワッペン・エリア】 [※ M2 CS Racing Series]



MINI CHALLENGE JAPAN

- MINI CHALLENGE (左胸) ※幅 90mm 以上100mm 未満
- DUNLOP (左胸) ※高さ : 22 mm × 幅 : 100 mm

【指定ワッペン・エリア】 [※ MINI CHALLENGE JAPAN]



- 1.3. 新たにワッペンが規定されるときには、BMR 委員会によって書面にて通知される。
- 1.4. 「BMW & MINI Racing」の公式パートナー、またはサプライヤーと競合するスポンサーを表示するレーシング・スーツを使用している場合、BMR 委員会は競合するスポンサーのロゴの削除を絶対的な裁量で行うことができる。

第17条 パドック規定

- 「BMW & MINI Racing」のパドックへは、BMR 委員会が許可した車両のみが入場することを認められる。なお、BMR 委員会の許可を得ていない車両運搬用のトラックおよびトレーラーは、設営および撤去時を除いて BMR 委員会により指定される駐車場に駐車しなければならない。
- 「BMW & MINI Racing」のパドックでは、BMR 委員会が許可したホスピタリティ展開を除いて、その他のホスピタリティ施設の展開は一切許可されない。
- 競技参加者は、常にプロフェッショナル意識を持った行動をしなければならない。
- 「BMW & MINI Racing」のパドックでのホスピタリティ展開を行う場合は、BMR 委員会への申請によりが許可される。但し、他の開催イベントとの兼ね合いにより認められない場合がある。

第18条 公式予選

公式予選は開催する会場により、30 分間でのグループ入替制または 30 分間の全クラス混走制のいずれかによって行われ、1回もしくは2回が実施される。

- 公式予選 1 回の実施 (30 分間でのクラス混走制)
 - 各大会において1回の公式予選が開催され、予選時間は 30 分間での全クラス混走によって行われる。
- 公式予選 2 回の実施 (30 分間でのグループ入替制)
 - 公式予選が 2 回実施される場合、1 回目の予選(第1公式予選)では、第1グループ「M2 CS Racing Series」と第2グループ「MINI CHALLENGE JAPAN」の

2 グループに分けられ、各グループ用の予選時間 15 分間がインターバル設定なしで連続的に行われる。

第1公式予選 (30 分間)		
第1グループ; M2 CS Racing Series	インターバル	第2グループ; MINI CHALLENGE JAPAN
15 分間	設定なし	15 分間

- 第1公式予選の開始後、15 分が経過した時点で「MINI CHALLENGE」フラッグがコントロールタワーよりコースならびに PIT 向けに 2 カ所で掲示され、その時点で第1グループの予選は終了のチェッカーとなり、車両保管となる。なお、本フラッグの掲示後より第2グループのコースインが許可され、15 分間の公式予選の開始とする。
 - 第2グループの予選終了のチェッカーをもって第1公式予選が終了となる。その後、15 分間のインターバルが設定され、公式第2予選が 15 分間で実施される。なお、第2公式予選へは、第1公式予選の結果より各クラスの上位 3 名 (最大 9 台) ままでが出場することが出来る。

公式予選の流れ (全 60 分間)		
第1公式予選	インターバル	第2公式予選
30 分間 (2グループ入替制)	15 分間	15 分間 (全クラス混走)

- 15 分間のインターバル中は、第2公式予選に参加するエントラントに限り、参加車両の調整を行うことが出来る。なお、エントラントは第2公式予選で使用するタイヤを指定して、BMR 委員会によるマーキングを受けなければならない。

2.5. 第2公式予選の結果をもって決勝レースのグリッドが決定される。なお、決勝第1レースでは、第2公式予選で使用したマーキング済みのタイヤをしななければならない。

3. 公式予選の通過基準タイムは、公式予選で達成された各クラスのベストタイムに120%を乗じたものとし、これを超えることはできない。
4. 予選不通過者の決勝レース参加については嘆願書の提出により、大会審査委員会が大会競技長、BMR委員会と相談の上、決勝レースへの参加を認める場合がある。
5. 公式予選結果の順位は、それぞれのドライバーが記録したベストラップ順で決定される。
6. 2台以上の競技車両が同タイムの場合には、そのタイムを最初に記録したドライバーが優先される。
7. 公式予選中に赤旗が提示され中断された場合、大会審査委員会の判断により予選時間が短縮される場合がある。また、赤旗の影響により公式予選中に各クラス70%以上の車両において、公式タイムが記録されない事態が発生した場合は、練習走行での記録、もしくはシリーズでのポイント・ランキング順として採用することとする。その際、ドライバーの予選結果に対する影響についての抗議は受け付けられない。

第19条 ピット規定

1. サービス・ピット

- 1.1. M2 CS Racing クラスならびに MINI JCW クラスは、サーキットに併設されるピット・ボックスが与えられ、MINI CPS クラスは、BMR委員会によりパドック・エリアをサービス・ピット・スペース（展開サイズ：6M×6M）として指定される場合がある。
- 1.2. チームがカテゴリー・グループもしくはクラスを跨いで参戦する場合、サービス・ピット・エリアはBMR委員会が指定するエリアでの運用とする。

2. チーム構成員（ピットクルー）

- 2.1. 大会に参加できるチーム構成員はドライバー、チーム監督（競技責任者）を含めて10名までとし、チームより指名登録され保険加入済み申請をしたものに限られる。なお、チーム構成員は自己の身分を証明するためBMR委員会より発行される「TEAMパス」を着用しなければならない。
- 2.2. ピットクルーは、満18歳以上の者で、チーム監督（競技責任者）を除いて3名までとする。なお、ピットクルーは、チーム構成員との識別のための腕章（指定色：黄色）を着用しなければならない。

3. ピットインおよびピットアウト

- 3.1. ピットレーンとは区画されたラインによりピットインおよびピットアウト専用の通路「ファスト・レーン」とピット作業の為の作業エリア「インナー・レーン（作業レーン）」に区別される。
- 3.2. ファスト・レーンを走行する際の速度は、各サーキット指定の制限速度に従うものとする。

3.3. ピットインした競技車両は、自己に指定されたピット・エリア（作業エリア）にできるだけ近い位置からインナー・レーン（作業レーン）に入り、停止と同時にエンジンを停止しなければならない。なお、自己のピットを通り過ぎて停車した場合、当該車両は自己のピットクルーによってのみ押し戻すことができる。

3.4. ピット・エリア（作業エリア）に入った車両および当該ドライバー、ピットクルーは、ピットインあるいはピットアウトする他の車両の通過を妨害してはならない。

3.5. ファスト・レーンにおいてはピットインする車両に優先権が発生し、ピットアウトする車両は、ピットレーン内で他の車両と並走するなどの行為は禁止される。

3.6. 公式セッション中において、ピットレーン・シグナルがレッド・ライト点灯時のコースインは認めない。

4. ピット作業

4.1. ピット・エリア（作業エリア）での停車はいかなる場合でもエンジンを停止させなければならない。なお、ジャッキアップ中、またはジャッキダウン途中にエンジンを始動させることは禁止される。

4.2. 公式セッション中にピット・ボックス前端に記されるラインよりもピットレーン側のエリアに立ち入れるのは、正規に指名登録されたチーム構成員（TEAMパス着用）のみに限定される。

4.3. 競技車両がピットインした際に当該車両のピットクルー（最大3名）は自己に指定されたピット・エリア（作業エリア）に出て作業することができる。なお、ピット作業の場合を除いてピット・エリア（作業エリア）に出ること、部品および工具を置くことは禁止される。

4.4. ピット作業中、当該車両のドライバーが車両を離れ、ピット・エリア（作業エリア）に出る作業補助することは認められる。

4.5. 公式セッションは、ピット・エリア（作業エリア）での燃料の補給は認められない。

5. ピット・サイン

5.1. ピットクルーに限り、自己に指定されたピット・エリアに最寄りのプラット・フォーム（サイン・エリア）よりサインを送ることは認められる。

5.2. 決勝レースの際のプラット・フォーム（サイン・エリア）への立ち入りは、全車スタート後に可能となる。

5.3. 無線通信設備（アンテナを含む）や携帯電話のメッセージ機能を使用してサインの送受信を行ってはならない。

第20条 スタート・グリッド

1. 各大会の決勝レースに向けて公式予選に参加しなければならず、決勝スタート・グリッドは、公式予選結果の順位により決定される。
2. 大会で決勝が2レース（ダブル・ヘッダー・レース）開催される場合、一度の公式予選結果の上位順により、決勝第1レースのスタート・グリッド順が決定される。なお、決勝第2レースのスタート・グリッド順は、決勝第1レースの結果より上位1位から6位、もしくは参加台数が10台未満の場合は6割（小数点以下は切り捨て）までのグリッドを反転する、リバース・グリッド方式を採用する。
3. スタート・グリッドの決定は、カテゴリー・グループおよびクラスが変わることがなく、グループ毎にグリッドが与えられる。
4. 各カテゴリー・グループおよびクラスの最後尾と最前列は、4グリッド（2ライン）以上を空けて形成される。（※スタンディング・スタート時）
5. グリッド上でのエンジン始動は、オフィシャル員の許可を得た場合のみ許される。
6. 「5分前ボード」が出されるまでの間、以下を除きグリッド上における作業が許される。なお、ジャッキアップを行う際は、路面とジャッキとの間に当て板等を敷くなど、路面の保護対策を行わなくてはならない。
 - 6.1. 燃料およびすべての潤滑油の補給
 - 6.2. OBD アクセスポートを使用するすべての作業（※MINI CPSクラス）
7. 「MINI JCWクラス」では、5分前ボードが出されるまでの間、タイヤウォーマーの使用が許可される。

8. オフィシャルの許可が出てからチーム構成員（TEAMパス着用）のグリッドへの入場が許可される。なお、一部の大会ではオーガナイザーからの指示により、全車グリッド整列前のグリッド入場はピットクルー（腕章着用）のみに限られる場合がある。

第21条 スタート手順

1. 決勝レースのスタートは、大会の第1レースはスタンディング・スタート方式とし、第2レースはローリング・スタート方式とする。但し、コース状況などによりFIA国際競技規則付則H項の規定に従い、必要に応じてセーフティ・カー・スタート方式が採用される場合がある。
2. スタンディング・スタート方式
 - 2.1. コースインが許可された際は、リーディング・カー（オフィシャル・カー）を先導にすべての競技車両は速やかにピットアウトしてダミーグリッドに向けてコースインを行わなければならない。なお、この1周の間にコース内でのスタート練習および隊列を著しく乱す行為は禁止される。
 - 2.2. ピットレーン・シグナルのレッド・ライトが点灯する前にコースイン出来なかった車両は、いかなる理由でも正規にスタートが出来なかったものとみなしピット・スタートとなる。
 - 2.3. スタート手順の進行は5分前、3分前、1分前および15秒前を表示したボードと警告音で行われる。
 - ① 5分前ボード；グリッドへの進入を締め切り、コース上の車両に対するすべての作業を禁止とする。ドライバーおよびチーム構成員（ストラップ；GRID ACCESSもしくは腕章着用者）、オフィシャルを除くすべての者がコース上から退去しなくてはならない。なお、本時点までにグリッドにつけなかった車両は大会審査委員会の指示に従い、全カテゴリー・グループ

ブの最後尾グリッドからのスタート、もしくはピット・スタートとなる。

- ② 3分前ボード；ドライバー、ピットクルー（腕章着用者）、オフィシャルを除くすべての者はコース上から退去しなくてはならない。なお、ピットクルーによるドライバーの乗車補助を含むすべての作業が禁止され、ドライバーは車両に着座した状態でドアを閉じなければならない。
- ③ 1分前ボード；ピットクルー（腕章着用者）は、速やかにコース上から退去し、ドライバーはエンジンを始動する。
- ④ 15秒前ボード（シグナル）；グリッド前方でグリーン・フラッグが振られた後、セーフティ・カー、またはリーディング・カー（オフィシャル・カー）を先頭に隊列を保ったままのフォーメーション・ラップを行う。
- ⑤ セーフティ・カー、またはリーディング・カー（オフィシャル・カー）は、フォーメーション・ラップの終了と共にコースから退去する。
- ⑥ 競技車両は、ポール・ポジション車両の先導でそのまま走行を続け、各自のグリッドにエンジンをかけたまま停車する。

2.4. すべての競技車両がグリッドについたら、5秒前のレッド・ライトが点灯し、4秒前、3秒前、2秒前、1秒前とレッド・ライトが続き、1秒前ライトが点灯後、通常2秒以上3秒以内にすべてのレッド・ライトが消灯しレースがスタートする。

2.5. フォーメーション・ラップの隊列を保てなかった競技車両は、自主的に全カテゴリー・グループ総合の最後尾グリッドまで下がる、且つ本条2.3.⑥によるレッド・ライトが点灯する前までに停車することでスタート復帰が許される。

2.6. 指定グリッドにつけなかった競技車両ならびに正規にスタートが出来ずに

ピット・スタートする競技車両は、全車がスタートした後の最後尾の競技車両がピット・ロード出口を通過し、ピット・ロード・シグナルのグリーン・ライトが点灯することによりピット・ロード出口からのスタートが許される。

2.7. フォーメーション・ラップ終了時、指定グリッドに着いた際に何らかの問題がある場合には下記の処置がとられる。

- ① レッド・ライトが点灯前の場合は、レッド・フラッグが示され「START DELAYED」（スタート遅延）ボード（シグナル）がスタート・ラインに掲げられる。
- ② レッド・ライトが点灯後の場合は、スターターはイエロー・ライトを点滅させ（レッド・ライトは点灯したまま）、「START DELAYED」ボード（シグナル）をスタート・ラインに掲げる。
- ③ 前記①および②、いずれの場合においても全競技車両のエンジンは切られ、スタート手順は3分前の時点から再開される。なお、その際はレース時間を5分減らす措置を施す。
- ④ 指定グリッドの最後列の車両がスタート不能となった場合は、前記①～③は適用されないものとする。

2.8. 本条2.7.を適用することが繰り返し必要となり、その結果どれだけ決勝レースの時間が短縮されようと、そのレースは本シリーズにカウントされる。

3. ローリング・スタート方式

3.1. コースインが許可された際は、リーディング・カー（オフィシャル・カー）を先導にすべての競技車両は速やかにピットアウトしてダミーグリッドに向けてコースインを行わなければならない。なお、この1周の間にコース内でのスタート練習および隊列を著しく乱す行為は禁止される。

3.2. ピットレーン・シグナルのレッド・ライトが点灯する前にコースイン出来なかった車両は、いかなる理由でも正規にスタートが出来なかったものとみなしピット・スタートとなる。

3.3. スタート手順の進行は5分前、3分前、1分前および15秒前を表示したボードと警告音で行われる。

① 5分前ボード；

グリッドへの進入を締め切り、コース上の車両に対するすべての作業を禁止とする。ドライバーおよびチーム構成員（ストラップ；GRID ACCESSもしくは腕章着用者）、オフィシャルを除くすべての者がコース上から退去しなくてはならない。なお、本時点までにグリッドにつけなかった車両は大会審査委員会の指示に従い、全カテゴリー・グループの最後尾グリッドからのスタート、もしくはピット・スタートとなる。

② 3分前ボード；

ドライバー、ピットクルー（腕章着用者）、オフィシャルを除くすべての者はコース上から退去しなくてはならない。なお、ピットクルーによるドライバーの乗車補助を含むすべての作業が禁止され、ドライバーは車両に着座した状態でドアを閉じなければならない。

③ 1分前ボード；

ピットクルー（腕章着用者）は、速やかにコース上から退去し、ドライバーはエンジンを始動する。

④ 15秒前ボード（シグナル）；

グリッド前方でグリーン・フラッグが振られた後、セーフティ・カーを先頭に隊列を保ったままのフォーメーション・ラップを行う。なお、セーフティ・カーの先導中は、1列縦隊での走行が許可されるが、全カテゴリー・グループ最先頭の競技車両はセーフティ・カーとの間を、その他の競技車両は前走する競技車両との間を、それぞれ出来る限り詰めて保ち、隊列を著しく乱す行為は禁止される。フォーメーション・ラップ中は、クロージング・カーとしてリーディング・カー（オフィシャル・カー）が隊列の最後尾に従う場合がある。

⑤ フォーメーション・ラップ開始；

(1) フォーメーション・ラップが開始された時点でスタート信号灯にレッド・ライトが点灯され、全オブザベーション・ポストにおいてイエロー・フラッグが掲示される。

(2) フォーメーション・ラップの開始時にスタート出来なくなった場合、ドライバーはステアリングより手を放してオフィシャルに合図するものとする。この場合は、全競技車両がグリッドを離れた後、オフィシャルのみが当該競技車両をコース上で押すことが出来る。エンジンが始動してフォーメーション・ラップに復帰する場合は、自主的に全カテゴリー・グループの総合最後尾グリッドまで下がらなくてはならない。

(3) フォーメーション・ラップ先導中のセーフティ・カーは、最高速度が約80km/hに保たれる。なお、セーフティ・カー直後の全カテゴリー・グループ最先頭クラス以外の各クラス先頭車両は、自己の判断で前走するクラス最後尾の競技車両との間合いを取ることが許可される。但し、常識の範疇を超えて大幅に間隔を開ける行為は禁止とする。

(4) 何らかの理由を問わず、フォーメーション・ラップの隊列を保てなかった競技車両は、自主的に全カテゴリー・グループの総合最後尾グリッドまで下がること。また、隊列の速度についていけない競技車両は、自己のピットへ戻らなくてはならない。

(5) コースサイドで「GRID」のボードが掲示され、セーフティ・カーが、フォー

メーション・ラップの終了と共にコースから退去する。この時点より、各競技車両は全カテゴリー・グループ最前頭の競技車両より可能な限り車間を詰めながら順次2列縦隊を形成するものとする。但し、レース・スタートよりも前に自車の発進したグリッド枠延長線上から横にはみ出す行為は禁止とする。

(6) 各競技車両は、全カテゴリー・グループ最前頭の車両の先導により最低速度約70km/hから最高速度約90km/hでそのまま走行を続けてコースを周回し、スタート・ライン上の信号機のレッド・ライトがグリーン・ライトに変わるとレース・スタートとなる。但し、各競技車両はスタート・ラインを通過するまで他車を追い越してはならない。

(7) 全カテゴリー・グループの先頭クラス以外は、各クラスの先頭車両の先導で最低速度約70km/hから最高速度約90km/hでそのまま走行を続けてコースを周回し、スタート・ライン上の信号機がグリーン・ライトになっていることを確認のうえ、先頭車両の加速を目安にレース・スタートとなる。なお、各サーキットにおけるレース・スタートの起点となる大凡の加速ポイントは、各ラウンドのドライバー・ブリーフィングの際にBMR委員会より告知される。また、レース・スタートよりも前に自車の発進したグリッド枠延長線上から横にはみ出すことは禁止され、且つスタート・ラインを通過するまで他車を追い越してはならない。

⑥ セーフティ・カーは、フォーメーション・ラップの終了と共にコースから退去する。

⑦ 競技車両は、ポール・ポジション車両の先導でそのまま走行を続けてコースを周回し、スタート・ライン上の信号機のレッド・ライトがグリーン・ライトに変わるとレース・スタートとなる。但し、各車両はスタート・ラインを通過するまで他車を追い越してはならない。

3.4. フォーメーション・ラップ中、何らかの問題が発生した場合のレース時間は、先頭の競技車両が最初にスタート・ラインを通過した時点で開始となる。

① セーフティ・カー先導中；

スタート信号機はレッド・ライトが継続して点灯され、イエロー・ライトの点滅も併用される。全オブザベーション・ポストにおいてイエロー・フラッグが提示され、もう1周フォーメーション・ラップを行う（全車両の速度は維持されること）。

② セーフティ・カー退去後；

スタート信号機はレッド・ライトが継続して点灯され、イエロー・ライトの点滅も併用される。全オブザベーション・ポストにおいてイエロー・フラッグが提示され、フォーメーション・ラップを継続する（全車両の速度は維持されること）。その後、セーフティ・カーが隊列の先頭に合流し、さらにもう1周フォーメーション・ラップを行う。

4. ピット・スタート

4.1. ピットレーン出口で待機し、決勝レースがスタートし、競技車両の集団がピット・エンドを通過した後、オフィシャルの合図、またはピットレーン出口の信号機のグリーン・ライトが点灯することにより、スタートとなる。

第22条 決勝レース形式

1. 各大会決勝レースは、20分もしくは約20分に相当する周回数によって行われる。
2. 20分レースの場合、全カテゴリー・グループ総合の先頭車両が20分経過後にコントロール・ライン通過時点でファイナル・ラップとする。
3. 決勝レース中に赤旗が提示され中断された場合、大会審査委員会の判断により、残り周回数および時間が決定される場合がある。

第23条 車両保管

1. 公式予選および決勝レース終了後、すべての競技車両は正式結果が発表されるまでの間、大会審査委員会の管理の下にパルク・フェルメにて保管される。なお、大会によってピット・サービス・エリアをパルク・フェルメとして指定する場合がある。
2. ピット・サービス・エリアをパルク・フェルメとして指定された場合を除き、パルク・フェルメへの入場は大会審査委員会およびBMR委員会のみに限られ、乗り入れたドライバーは速やかに退出しなければならない。
3. 車両保管中は、大会審査委員会の許可がない限り、いかなる者も車両に手を触れることが禁止される。
4. 車両保管中は、BMRテクニカル事務局により以下の内容が確認される。
 - 4.1. ロギング・データの回収および確認
 - 4.2. OBDアクセス・ポートの封印状態の確認 [MINI CPS クラス]
5. 入賞車両および抗議対象車両は、大会審査委員会およびBMR委員会の求めに応じて、随時車両の分解など、必要な方法による車両検査を受けなければならない。

第24条 順位認定

1. すべてのドライバーは、完走周回数により順位が認定され、同一周回数の場合、コントロール・ラインの通過順とする。また、完走周回数は、各カテゴリー・グループの優勝車両の周回数から70%（小数点以下切り捨て）とし、それに達していないドライバーは順位の認定を受けられない。
2. 不可抗力によりレース途中での終了が決定された場合、レースが終了された時にあって、先頭競技車両が走行した周回数の1周前の周回完了時点の順位とする。

第25条 ポイント・スコアリング / シリーズ・ポイント

1. ドライバー・ポイント
 - 1.1. 公式予選の結果により、「予選ポイント・スコア」に沿ってポイントが付与される。
 - 1.2. 決勝レースを完走したドライバーには、レース毎に各クラスの順位によるポイントが「決勝ポイント・スコア」に沿って付与される。
 - 1.3. 決勝レース中に達成（公式結果として記録）された、各クラスのベストタイムに応じて、「決勝・ベスト・ラップ・ポイント・スコア」に沿ってポイントが与えられる。なお、本ポイントは、決勝レースで順位認定されない場合は付与されない。
 - 1.4. ドライバーは、同クラスに限り出場レースによって異なった競技車両で参加した際でも、その競技車両が参加規則に合致していれば、年間を通してポイントが加算される。
 - 1.5. レース途中での終了が決定された場合、完走車両には「決勝ポイント・スコア」に沿って以下のポイントが付与される。
 - ①. 先頭の競技車両が予定周回数の75%以上走行した場合は、100%のポイントが付与される。
 - ②. 先頭の競技車両が予定周回数の50%以上、75%未満の走行をした場合は、50%のポイントが付与される
 - ③. 先頭の競技車両が予定周回数の50%未満の走行をした場合は、ポイントは付与されない。

2. シーズン・ポイント

2.1. 各大会で獲得したドライバー・ポイントの合計（シーズン・ポイント）により、シーズン・ランキングが決定される。

2.2. 複数のドライバーが同一のシリーズ・ポイントを得た場合、次の基準に基づき順位を決定する。

- ① 有効ポイントの範囲内で高得点を得た回数の多い順で決定する。
- ② 上記①の回数も同一の場合、当該ドライバーが獲得した得点のうち高得点を得た回数の多い順で決定する。

2.3. 有効ポイント制 [※ MINI CPS]

上位5大会（ラウンド）の獲得ポイントによる有効ポイント制によってシーズン・ランキングが決定される。

3. チーム・ポイント

3.1. チーム・ポイントは、ドライバー・ポイントから独立したポイント制度であり、同一のゼッケン番号の競技車両が出場する全大会で獲得したポイントの合算で決定される。なお、本ポイントは、決勝ポイントのみが付与される。

● 決勝ポイント・スコア

1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
50P	40P	34P	30P	26P	22P	20P	18P	16P	14P
11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
12P	11P	10P	9P	8P	7P	6P	5P	4P	3P

※順位認定をされない場合は、0ポイントとする。

4. ポイント・スコア

● 予選ポイント・スコア

1位	2位	3位	4位	5位	6位
6P	5P	4P	3P	2P	1P

● 決勝ベストラップ・ポイント・スコア

1位	2位	3位	4位	5位	6位
6P	5P	4P	3P	2P	1P

※複数のドライバーが同タイムの場合、決勝レース結果上位順で順位を決定する。

第26条 賞典

1. クラス成立の基準台数

各クラスの参加台数が6台未満であった場合は、下記の賞典が制限される。

1.1. 賞典

4台～5台：2位まで、2台～3台：1位まで、1台：賞典対象外

2. 賞典・賞金の対象者の繰り上げ

賞典対象外のドライバーが対象者となった場合、本条に定める賞典・賞金は下位のドライバーに繰り上げされるものとする。

3. 各大会賞典

各決勝レースの結果により1位から3位までに賞典が授与される。

3.1. M2 CS Racing Series (決勝)

クラス：M2 CS Racing

順位	賞典
1位	トロフィー
2位	トロフィー
3位	トロフィー

3.2. MINI CHALLENGE JAPAN (決勝)

クラス：MINI JCW

順位	賞典
1位	トロフィー
2位	トロフィー
3位	トロフィー

クラス：MINI CPS

順位	賞典
1位	トロフィー
2位	トロフィー
3位	トロフィー

4. ドライバー・ランキング賞典

チャンピオンシップ結果としてドライバーが獲得したポイントに従い、各カテゴリー・グループのドライバー・ランキング1位から3位に授与される。但し、各大会の賞典対象者の出場台数の合計が12台未満の場合は賞金対象外とし、シーズン台数基準合計に満たない場合、参加台数に応じての按分計算（小数点以下は切り捨て）とする。

4.1. M2 CS Racing Series

クラス：M2 CS Racing (シーズン台数基準合計：36台/シーズン)

順位	賞金	賞典
1位	1,000,000円	トロフィー・乗用車用タイヤ(1台分)
2位	300,000円	トロフィー
3位	100,000円	トロフィー

4.2. MINI CHALLENGE JAPAN

クラス：MINI JCW (シーズン台数基準合計：36台/シーズン)

順位	賞金	賞典
1位	1,000,000円	トロフィー・乗用車用タイヤ(1台分)
2位	300,000円	トロフィー
3位	100,000円	トロフィー

クラス：MINI CPS (シーズン台数基準合計：36台/シーズン)

順位	賞金	賞典
1位	100,000円	トロフィー・乗用車用タイヤ(1台分)
2位	—	トロフィー
3位	—	トロフィー

5. チャンピオンシップ称号 [M2 CS Racing および MINI JCW]

シーズン全大会の終了後、M2 CS Racing および MINI JCW の中で最も獲得ポイント合計点数の高いドライバーには、「M2 CS Racing Series 2025 チャンピオン (M2 CS Racing)」、「MINI CHALLENGE 2025 チャンピオン (MINI JCW)」の称号が与えられる。

6. チーム・ランキング賞典

チャンピオンシップ結果としてチームが獲得したポイントに従い、各カテゴリー・グループのチーム・ランキングの1位には、賞典としてトロフィーが授与され、翌年シーズンのゼッケン番号に M2 CS Racing クラスは「1」、MINI JCW クラスは「11」を MINI CPS クラスは「111」を使用することが認められる。なお、上位クラスが当該ゼッケン番号を指定しない場合は、下位クラスがそれを使用することができる。

第 27 条 暫定表彰 / 公式記者会見 (ヒーロー・インタビュー)

1. 暫定表彰式

- 1.1. 決勝レース終了後に行われる暫定表彰式には、指定タイヤ・メーカーの帽子を正しく着用しなければならない。
- 1.2. 暫定表彰を受けるドライバーおよび、BMR 委員会による正式表彰式で各クラス別の順位認定を受けるドライバーが、各々の表彰式に参加することを義務付ける。但し、BMR 委員会が正当と認めた事由がある場合は、この限りではない。

2. 公式記者会見 (ヒーロー・インタビュー)

- 2.1. 暫定表彰式終了後に行われる、公式記者会見 (ヒーロー・インタビュー) には指名された者は出席しなければならない。
- 2.2. 公式記者会見を受けるドライバーは、指定タイヤ・メーカーの帽子を正しく着用しなければならない。

第 28 条 無線の使用 / 車載カメラ

1. 無線の使用

- 1.1. 大会期間中、サーキット内での無線設備を使用して通信を行うことはできるが、事前に使用する無線周波数を BMR 委員会に届出しなければならない。
- 1.2. BMR 委員会は、チームが使用する無線周波数を把握し、イベントの一部として無線内容を観客に公開できる権利を有するものとする。

2. 車載カメラ

- 2.1. 大会期間中、車載カメラを装着して走行の録画を行うことはできるが、事前に BMR 委員会に届出による許可を得なければならない。
- 2.2. 競技参加者は、BMR 委員会より記録したデータの提供を求められた際には速やかに提供しなければならない。
- 2.3. BMR 委員会は、競技参加者より提供されたデータをレースの判定に使用することがある。また、そのデータはイベントの一部として内容を観客に公開できる権利を有するものとする。

- 2.4. 競技参加者が記録したデータを公開する場合は、事前に BMR 委員会の承認を得なければならない。
- 2.5. BMR 委員会は、イベントの一部としてチームの車両に車載カメラを装着して内容を観客に公開できる権利を有するものとする。

第 29 条 権利の帰属

1. 大会参加に関する（ドライバー、チーム、ゲスト、競技車両など）すべての著作権および肖像権は BMR 委員会に帰属するものとする。
2. 本シリーズのメディアなどへの露出に対するすべて権利は BMR 委員会に帰属する。BMR 委員会の許可のない、商業目的でのあらゆる収録ならびに放送は認められない。

第 30 条 抗議および控訴

1. 抗議の手続きは、JAF 国内競技規則第 12 章に定められる。
2. 控訴の手続きは、JAF 国内競技規則第 13 章に定められる。

第 31 条 サーキット・ドライブ行為の規律

1. ドライバーは FIA 国際競技規則付則 L 項第 4 章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」を厳守しなければならない。
2. 大会競技長は、レース・ディレクターと協力の上、審判員の判定を確認し、大会審査委員会にドライバーの違反状況を報告する。

3. 大会審査委員会は当該ドライバーに対し、JAF 国内競技規則に従い罰則を決定し通知する。

第 32 条 本規定に記載されていない事項

本規定に記載されていない事項については、大会ごとの競技会特別規則および公式通知により公示される。なお、本規定の変更や解釈は「BMR プルテン」として BMR 委員会より公示される。

第 33 条 付則

1. 発行パスおよび腕章
 - 1.1. 競技に参加するすべてのチームは、BMR 委員会が発行するクレデンシャル・パス（プラスチック製）、または通常パス（紙製）を必要数量受け取ることができる。
 - 1.2. レースが行われる期間中、すべての競技参加者および車両はパスを正しく着用しなければならない。また、各サーキットの入場時に本パスを提示することにより、ゲート入場が可能となる。
 - 1.3. TEAM パスの追加必要分は、第 19 条 2.2.1（チーム構成員）に定める 10 名を最大として、本条 1.4. に定める ①、もしくは ②、を発行する。なお、クレデンシャル・パスは、46,800 円（税込）／枚とし、通常パスは、7,800 円（税込）／枚とする。

1.4. パス一覧

①. クレデンシャル・パス（プラスチック製／シーズン使用）

TEAMパス：チーム構成員用（ドライバー、チーム監督（競技責任者）を含めて最大10枚）に発行される。

②. 通常パス（紙製／大会毎）

TEAMパス；チーム構成員用（ドライバー、チーム監督（競技責任者）を含めて最大10枚）に発行される。

③. 車両パス（紙製／大会毎）

TEAM；競技（運搬）車両、機材運搬、スタッフ車両用に発行される。



1.5. パス・ストラップは、クレデンシャル・パス（プラスチック製）との組み合わせで識別され、下記の運用が適用される。なお、通常パスの場合は紐製ストラップとなり、TEAMパス（紙製）との組み合わせで下記②PADOCK ACCESSと同等に運用される。

①. GRID ACCESS；

チーム構成員の中でドライバー、チーム監督（競技責任者）、ピットクルー用に最大4本が支給される。本ストラップの着用により、スタート進行時のグリッドへの進入および退出やプラット・フォーム（サイン・エリア）への立ち入りが優先される。



②. PADOCK ACCESS；

チーム構成員の中でチームをサポートするマネージャー職等を担当するものが使用すること。競技中、グリッドへの進入および退出やプラット・フォーム（サイン・エリア）への立ち入りが制限されることがある。なお、ピットクルー（腕章着用）についてはこの限りではない。



1.6. 腕章（指定色：黄色）はBMR委員会により貸与され、ピットクルーはチーム構成員との識別のために着用しなければならない。なお、競技終了毎にBMR委員会への返却をすること。破損ならびに紛失した際は、1枚あたり2,750円（税込）を支払うものとする。

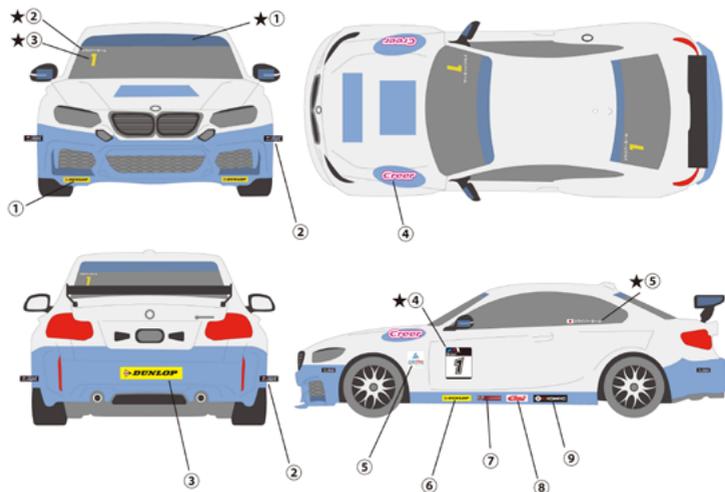
1.7. ピットクルーは、腕章を着用することでピット・エリア（作業エリア）での作業が許可される。また、競技中、グリッドへの進入および退出やプラット・フォーム（サイン・エリア）への立ち入りが優先される。

2. 車両ステッカー規則

2.1. 指定デカールは BMR 委員会より入手し、競技車両に正しく貼付しなければならない。また、貼付の際にデカールが近接する場合、デカールとの間のスペースは 30mm 以上でなければならない。

2.2. 指定デカール一覧

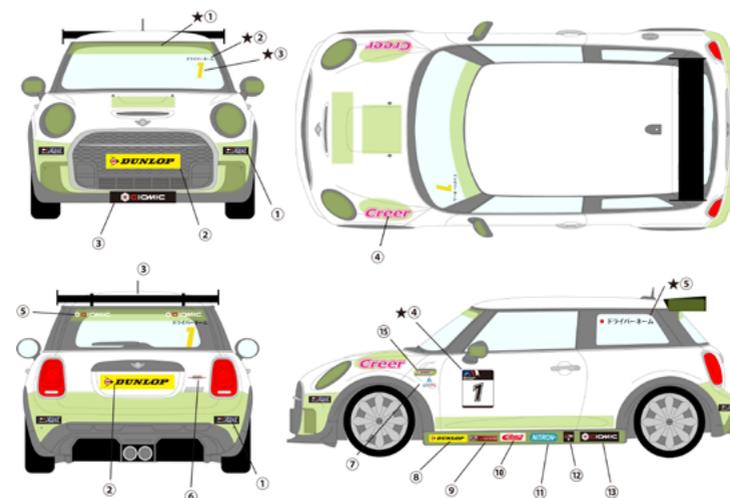
①. M2 CS Racing



ID	枚数	サイズ	ロゴ/ブランド	貼付位置
★①	1		指定ハチマキ	フロント・ガラス
★②	2		ドライバーネーム	フロント/リア・ガラス
★③	2	140×20mm	ゼッケン	フロント・リア・ガラス
★④	2	330×275mm		ドア
★⑤	2		ドライバーネーム	リア・サイド・ガラス

①	2	170×34mm		フロント・バンパー
②	4	140×40mm		フロント・バンパー
③	1	505×100mm		リア・バンパー
④	2	315×70mm		フロント・フェンダー
⑤	2	100×100mm		フロント・フェンダー
⑥	2	300×60mm		サイド・スカート
⑦	2	250×50mm		サイド・スカート
⑧	2	225×70mm		サイド・スカート
⑨	2	275×65mm		サイド・スカート

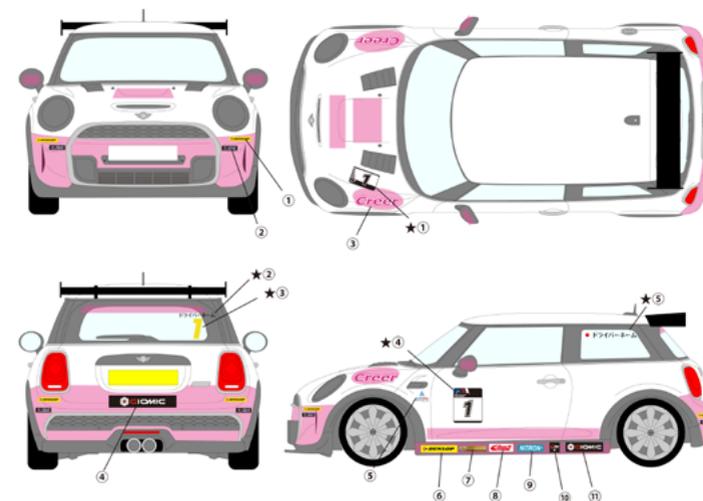
②. MINI JCW



ID	枚数	サイズ	ロゴ/ブランド	貼付位置
★①	1		指定ハチマキ	フロント・ガラス
★②	2		ドライバーネーム	フロント/リア・ガラス
★③	2	140×20mm	ゼッケン	フロント/リア・ガラス
★④	2	330×275mm		ドア
★⑤	2		 ドライバーネーム	リア・サイド・ガラス
①	4	140×40mm		フロント/リア・バンパー
②	2	505×100mm		フロント・バンパー リア・ハッチ
③	1	357×59mm		フロント・バンパー
④	2	315×70mm		ボンネット
⑤	2	200×35mm		リア・ガラス
⑥	1	25×155mm		リア・ハッチ
⑦	2	100×100mm		フロント・フェンダー
⑨	2	300×60mm		サイド・スカート
⑩	2	250×50mm		サイド・スカート
⑪	2	225×70mm		サイド・スカート
⑫	2	237×70mm		サイド・スカート
⑬	2	88×88mm		サイド・スカート
⑭	2	275×65mm		サイド・スカート

⑮	2	83×15mm		フロント・フェンダー (スカットル部)
---	---	---------	---	------------------------

③ . MINI CPS



M2 CS Racing Series 2025

Technical Regulation / 車両技術規定 [BMW M2 CS Racing(F87)]

第1条 総則

「車両技術規定(テクニカル・レギュレーション)」は、M2 CS Racing Series 事務局(以下「M2 CSR 事務局」という)の指定フォーマットに従って設定されており、以下の条文の中で「変更を行うことへの許可が明確に記されていない場合は、変更ができない」という原則に基づいて理解する必要がある。これらの規制は、車両の改造や更なる開発へ投資することなく、全ての参加者が平等に競争を行うことができるようにするためである。

1. 大会に参加する競技車両は、大会期間中を通じて「M2 CS Racing Series」の主催者が公表する以下の技術規則に準拠しなければならない。
 - 1.1. 車両技術規定 (テクニカル・レギュレーション)
 - 1.2. BMW M2 CS Racing の最新の車両および部品カタログ
 - 1.3. BMW M2 CS Racing の最新のユーザー・マニュアル
2. 参戦車両の定義は、「BMW M2 CS Racing」の車両および部品カタログによって定められる。カタログから逸脱する行為は、全て事前に申請する必要があり、承認を得られた場合のみ許可とみなす。
3. 開催される各大会において、大会主催者が適切なカテゴリー・グループもしくはクラスの振り分けを行うため、必要に応じて「バランス・オブ・パフォーマンス (B.o.P)」を使用しての車両パフォーマンスの平準化を行う場合がある。

4. BMW 純正部品および M2 CS Racing Series 指定パーツは、M2 CSR 事務局が指定した修理、または調整プロセスを超えて加工・変更することは禁止とする。
5. 走行マイレージおよび事故などの影響を受けた部品は、損傷した部品と同一の部品にのみ交換を許される。
6. 競技車両に使用されるナット、ボルト、ワッシャー、ロック・ワッシャー、スプリング・ワッシャー、スプリント・ピンなどの部品は、元の形状と同等の標準部品に交換しなければならない。なお、ネジ山については、タイプ、サイズ、ピッチ (M8x1.25 など) を保持しなければならないが、ヘリコイルによるネジ山の強化は許可される。
7. 特記のない限り、本車両技術規定の規則が適用される。

第2条 概要

1. 「BMW M2 CS Racing (F87)」は、正式なボディ・シェル識別タグを持ち、M2 CSR 事務局により、以下の規則を満たして適切に封印が施された車両とする。
2. M2 CSR 事務局は、バラストの追加や電子制御パラメータの変更など、招待選手やゲストカーの性能を同等にする権利を留保する。
3. M2 CSR 事務局は、障害のあるドライバーによる車両の使用を容易にするための変更を許可する権利も留保する。

第3条 部品定義

1. BMW 純正部品

BMW 正規ディーラーより国内で販売されている部品とし、純正 OEM パーツの使用は禁止とする。また、その他グレードの部品を流用使用することを不可とする。BMR 認定部品

M2 CSR 事務局により使用が認証された部品。認定部品は BMR ブルテンで発表され、発行された後は、本シリーズで使用することが許可される。

2. BMW 純正部品、BMR 認定部品に対する一切の加工、修正、調整などの改造を行うことは許されない。なお、M2 CSR 事務局による管理を目的とした封印を実施する場合があります、競技参加者はこれを拒否してはならない。

第4条 安全要件および装備品

1. FIA 国際競技規則および JAF 国内競技規則の安全規定を適用するものとする。
2. ドリンク・システム

電動で作動しないドライバー用のドリンク・ホルダーの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、M2 CSR 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。

3. クーリング・システム

クール・スーツなどのクーリング・システムの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、M2 CSR 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。また、システム電源は、直接バッテリー・ターミナル端子より取ることは禁止され、ユーザー・マニュアルに記載されている 12V インターフェースを使用する必要がある。なお、取り付けに関わる全ての責任は競技参加者にある。

第5条 一般的な技術要件と例外

1. 対象競技車両「BMW M2 CS Racing (F87)」は、BMW AG が製造し、ビー・エム・ダブリュ株式会社（以下、BMW JAPAN）により日本国内に正規輸入され販売された車両であり、それ以外の車両は使用禁止とする。
2. 本車両技術規定（テクニカル・レギュレーション）の規則にて指定されている場合を除き、変更は認められない。
3. 本車両技術規定（テクニカル・レギュレーション）の記述有無にかかわらず、競技参加者、または参加者自身の車両が JAF 規則を適切に遵守しなければならない。
4. BMW JAPAN による車両の仕様および部品カタログの変更は、安全性の向上またはコスト削減によるもののため、ベース車両の仕様変更に伴い、競技車両のアップデートを行う場合がある。
5. 全ての車両装備部品は、その部品が意図する機能および方法でのみ使用許可される。なお、その可否については車両技術車検員によって判断される。

第6条 車体 / ボディ・シェル

1. 車体は、「BMW M2 CS Racing (F87)」標準仕様のままでなければならない。
2. 車体の材料を補強、部品の取り外し、または追加することを禁止される。
3. ボディ・シェルの修理は、M2 CSR 事務局が指定する工場のみが実施することができる。

第7条 車両改造規定

BMW M2 CS Racing (F87) の最新の車両および部品カタログに記載される競技車両の仕様からの変更は認められない。

1. エンジンおよびトランスミッション
 - 1.1. エンジンは、BMW JAPAN から以下の箇所に封印が施された状態で供給され、封印はいかなる状況下でも破壊されてはならない。

【封印箇所】

 - ①. DME コントロール・ユニット
 - ②. インタークーラーの圧力温度センサー
 - ③. インダクション・パイプの圧力温度センサー
 - ④. エンジン・ヘッド・カバーおよびターボチャージャー（フロント側）
 - ⑤. エンジン・ヘッド・カバーおよびターボチャージャー（リア側）
- 1.2. 封印が壊れている場合は、BMR 委員会によって完全検査が行われられない限り不適格となる。なお、検査にかかる一切の費用は、当該競技参加者が負担しなければならない。

- 1.3. エンジンまたはその他の補機類の変更は禁止される。
- 1.4. ギア・ボックスとデファレンシャルは、封印が施されていない状態で供給されるが、それらの変更は許可されない。また、開封を伴うチェックおよびオーバーホールは、BMR テクニカル事務局のみが行うことができる。
- 1.5. スパーク・プラグは、部品番号 12120039 664 の BMW 純正部品の使用を必須とする。
- 1.6. 各部センサー類に結線する、エンジン制御コントローラーの使用は許可されない。
- 1.7. デファレンシャル用オイルキャッチタンクの装着は許可される。なお、装着の際は書面により BMR テクニカル事務局に申告しなくてはならない。

2. 電子制御機器（コントロール・ユニット）とソフトウェアのバージョン
 - 2.1. 電子制御機器のソフトウェアとハードウェアは、BMR テクニカル事務局がいつでも確認ができ、ユーザー・マニュアルで指定されている現在のステータスを常に準拠している必要がある。なお、確認ができない場合は、BMR テクニカル事務局に自主的に報告しなければならない。
 - 2.2. BMR テクニカル事務局では、コントロール・ユニットのソフトウェア・バージョンまたはハードウェアをいつでも更新または交換することができる。
 - 2.3. 競技参加者がコントロール・ユニット内のデータベースまたはプログラムのバージョンを上書きまたは変更してはならない。
 - 2.4. 配線の配置変更および加工を行ってはならない。また、CAN 通信を使用するデバイスの取り付けは禁止とする。
 - 2.5. ワイヤー・ハーネスなどの修理は、事前に BMR テクニカル事務局の承認を得た場合にのみ行うことが認められる。

3. 制動装置

3.1. ブレーキ・システム

消耗部品の交換は、部品カタログで定義されるものに限り使用が認められる。
なお、ブレーキ・システムは車両仕様によって異なり、部品カタログで定義されるものに限り使用が認められる。

3.2. 運転補助機能（ABS、DSC、MDM）は、サーキットで使用するために特別に調整されており、競技参加者がそれらを変更してはならない。

3.3. ガード・プレート（バック・プレート）ならびにエア・ガイドの追加変更は、認められない。

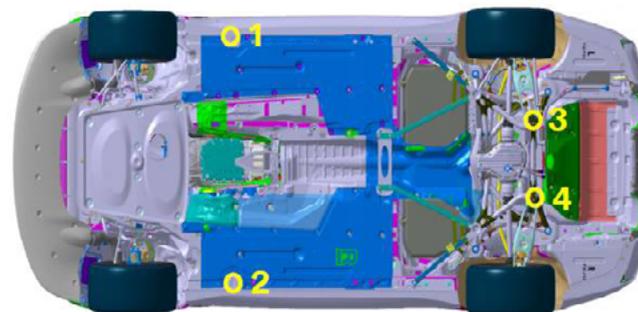
4. シャシーおよびサスペンション

4.1. 最低車高

競技車両の車高は、BMR 事務局が用意する車高測定ローラーを使用し、指定された場所（通常はサーキット内の車両検査場）に置かれた状態で測定する。
なお、タイヤ空気圧は、測定のために基準圧力（2.3 bar）まで調整することができる。

4.2. 基準点（測定ポイント）

以下に定める車両測定基準点を最下点部とし、車高測定ローラーを車輪後方から車両の下に挿入して基準点を測定した際に全ての基準点で130mm以上を確保しなくてはならない。



【フロント基準点】



【リア基準点】

4.3. サスペンション・キット

使用できるサスペンション・キットは、部品カタログで定義され、以下の内容以外の調整・変更は認められない。

- ①. 調整ダイヤルによる、ショック・アブソーバーの減衰力設定
- ②. 車高調整

4.4. ショック・アブソーバーの仕様は、下記の測定値を守らなければならない。

【ショック・アブソーバー仕様】

	Front	Rear
本体仕様	油圧ガス式	油圧ガス式
メーカー	ZF RACE	ZF RACE
シリーズ番号	8 324 125	8 324 126
GAS タンク	内蔵式	内蔵式
GAS・タンク・サイズ	～ 44cm ³	～ 64cm ³
ダンパー全長 (最大) ※ケース～ボールセンター	458.2mm±2	475.5mm±2
ダンパー全長 (最小) ※ケース～ボールセンター	354.2mm±2	368.5mm±2

4.5. スプリング

- ①. スプリング・キットは、部品カタログで定義される種類に限り使用が認められる。
- ②. フロントにリア用を装着するなど、本来の使用範囲を超えて使用することは許可されない。また、左右で異なる種類のスプリングを使用することは認められない。

4.6. スタビライザー

使用できるスタビライザーは、部品カタログで定義されるものに限り使用が認められる。

4.7. サスペンション・リンク

サスペンション・リンクは、レースで使用する為に変更され、部品カタログで定義されるものに限り使用が認められる。なお、全てのコンポーネントの調整は、指定された許容の範囲内に留めなければならない。

【フロント・アクスル】



LOWER WISHBONE

【リア・アクスル】



LOWER wishbone



top wishbone

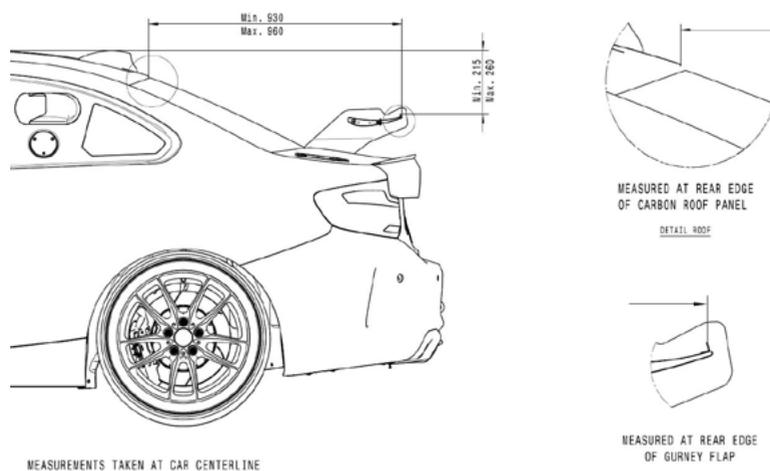
5. 車体および外装パーツ

5.1. 部品カタログで定義される、以下の空力デバイス装着が必要。

A) フロント・スプリッター

B) リア・ウイング（※取り付け位置は、下記に定義される）

【リア・ウイングの取付け定義】



5.2. いかなる理由でも、追加の開口部を切り取ることは認められない。

5.3. 車体の開口部または結合部を、繋いだり塞いだり養生することは許可されない。なお、レース中に一時的な修理が必要な場合は、時間不足など、やむを得ない場合に限り、損傷した車体開口部または結合部を養生しての修復をすることが許される。ただし、その修理の処置内容はBMRテクニカル事務局によって適正かどうか判断される。

5.4. 異常な低温の影響により、車体開口部および通気孔を塞ぐ必要がある場合、事前にBMRテクニカル事務局による承認を得なければならない。

5.5. バンパーは、オリジナルの状態を保たなければならない。

5.6. バンパーおよびリア・ウイングの加工は禁止とする。また、ボディ外板部品および各ガラスの材質を変更してはならない。

5.7. アンダー・ボディ・シーラーの除去は禁止される。

5.8. サイド・ドア・ミラーは、オリジナルの状態を保ち変更してはならない。

5.9. ヘッドライトは下記への変更を可能とする。

①. 日本仕様ヘッドライト 左側 部品番号 63 117 469 785

②. 日本仕様ヘッドライト 右側 部品番号 63 117 469 786

5.10. ウィンドウ・ガラスは下記への変更を可能とする。

①. 日本仕様ウィンドウ・ガラス 部品番号 51 317 273 823

6. 左右車輪間規定（タイヤ・トレッド）

競技車両の左右車輪間幅は、指定された場所（通常はサーキット内の車両検査場）に置かれた状態で測定する。なお、タイヤ空気圧は、測定のために基準圧力（2.3 bar）まで調整することができる。

6.1. フロント寸法：1,553mm～1,603mm

6.2. リア寸法：1,607mm～1,657mm

【左右車輪間幅の計測手段】

タイヤの外側、内側に直角（90°）のアングル材を置き、タイヤそれぞれのサイドウォールに位置させて、この位置を基準点として地面にマーキングを施す。各マーキング間の距離（外側から外側、内側から内側の4点）を測定。

その測定値を加算して半分に割ることで左右車輪間幅を算出します。

7. その他アクセサリ部品

- 7.1. 部品カタログのアクセサリ・コンポーネントを取り付けることができる。
- 7.2. OBD2（自己診断機能）カプラー
OBD2（自己診断機能）カプラーへの結線は認められない。また、カプラー位置はオリジナルの状態を保ち、いかなる場合でも移設や変更は禁止される。

第8条 インテリア

1. M2 CSR 事務局によって承認されたもの以外への変更は許可されない。
2. 部品カタログに概説されるインテリアは、全ての内装部品を使用していなければならない、一切の加工・調整も認められない。
3. シート
 - 3.1. シートおよびシート・コンソールは、部品カタログに定義されているものを使用する必要があり、BMW 正規ディーラーから入手しなければならない。
 - 3.2. シート仕様変更申請
 - ①. 身体的特徴により、部品カタログに記載されているシートを安全上使用できないドライバーを登録した場合、BMR 委員会は、個別の書面による申請を受取った時点で別のシートと関連コンソールを承認できる。
 - ②. 部品カタログに指定されているシートを使用できないことを証明するためには、BMR テクニカル事務局が監督する乗車テストを実施する必要

がある。なお、承認は検査員が安全上のリスクがあると判断した場合にのみ与えられる。

- ③. 本申請は該当ドライバーに固有するものであり、該当ドライバーが参加する場合のみ適応される。
- ④. 本申請の書類様式は問わないが、ドライバーの名前、ライセンス番号、新たにリクエストされたシートおよび関連コンソールのメーカーと部品番号が含まれている必要がある。
- ⑤. 本申請により新たにリクエストされるシートおよび関連コンソールは、FIA 規格に則した、ヘッド・ガード仕様の部品でなければならない。

- 3.3. 安全ベルトは、FIA 規格に則した物を装着しなければならない。

4. ステアリング

- 4.1. ステアリング・ホイールは、部品カタログで定義されており、変更および取り付けの際の加工は認められない。

5. ダッシュ・ボード

- 5.1. 標準のステアリング・コラム調整は、維持されている必要がある。
- 5.2. 標準のペダルなどは変更してはならない。なお、例外として、滑り止めなど、摩擦を増やすフィルムの取り付けは許可される。

6. 消火システム

- 6.1. 消火器システムは、部品カタログに定義されたものの使用が必須であり、サーキット内およびパルク・フェルメ内では、常に作動可能な状態にしていなければならない。
- 6.2. 消火器ボトルは、指定位置に取り付けられていなければならない。

7. その他

- 7.1. 追加、または代替のルーム・ミラーの使用は許可される。
- 7.2. ウィンドウ・ネットの使用は許可される。
- 7.3. ウィンドウ・ガラスへのフィルムの使用は許可される。

第9条 エキゾースト・システム

1. エキゾースト・システムは、部品カタログに記載されているものを使用しなければならない。
2. JAF 国内競技規則に準じた純正の触媒装置（キャタライザー）を装備しなければならない。

第10条 エレクトリック・パーツ

1. オルタネーター

- 1.1. 純正のシステムは常に取り付けられ、動作していなければならない。
- 1.2. 正しい長さのベルトを使用する必要があり、潤滑剤や摩擦低減剤をベルトに追加することは禁止とする。
- 1.3. ベルトのスリップ音が確認された場合は車両検査違反とみなすことがある。

2. データ・ロガー

- 2.1. ロガー・データは、部品カタログに記載されている AIM 製 MXG1.2 を使用しなければならない。
- 2.2. 追加センサーなどの装着による規定外のデータ収集は認められない。ただし、M2 CSR 事務局が発行するブルテンで認められた場合はこの限りではない。
- 2.3. 車内にカメラを設置する場合、そのシステムをデータ・ロガーに接続することは認められる。
- 2.4. 大会期間中は、M2 CSR 事務局の要請に対して収集したデータを速やかに提供しなければならない。なお、M2 CSR 事務局では収集したデータのうち、予選結果の第1位および決勝レース優勝者のデータを他のチームへ公開することがある。
- 2.5. 競技参加者はセッション（全てのラップ）が適切に記録され、データ・ロガーの全てが機能することを確認する責任がある。

- 2.6. データ・ロガー本体、またはシステムの一部（センサー類およびケーブルなど）が損傷などの影響により、データ・ロガーが正しく機能していることに疑いがある場合は、M2 CSR 事務局に直ちに通知する必要がある。なお、各セッションでの車両検査時点において、メモリー上のデータが存在しないか不完全な場合は、以下のペナルティが課せられる。

【データ・ロガー使用規定違反】

違反対象行為	ペナルティ
公式予選： メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	ベスト・タイムに5秒を加算
決勝レース： メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	レース・タイムに30秒を加算

3. バッテリー

- 3.1. バッテリーは、部品カタログに記載されているものを使用しなければならない。
- 3.2. バッテリー・アイソレータは、常に装着され、動作していなければならない。

4. その他

- 4.1. 下記のシステムを競技車両に取り付けることは認められるが、事前に M2 CSR 事務局への申請を行わなければならない。
- ①. タイヤ空気圧モニター（エア圧が調整可能なバルブ式は認められない）
 - ②. ラップ・タイマー
 - ③. GPS センサー
 - ④. サスペンション・ストローク・センサー
 - ⑤. デファレンシャル・ギア温度センサー
 - ⑥. プレーキ温度センサー

第11条 ホイール

1. ホイールは、部品カタログに記載されている 10.5J×18inch サイズのみが使用可能。なお、これらのホイールは正規ディーラーから供給されるものに限られる。
2. ホイール・スペーサーの使用は禁止とする。

第12条 タイヤ

1. M2 CSR 事務局が指定するコントロール・タイヤのみ使用可能とする。

SLICK : DUNLOP 280/655R18 販売価格 : 59,950 円 (税込) / 本
 WET : DUNLOP 260/655R18 販売価格 : 55,000 円 (税込) / 本
 ※大会期間中、サービス・ガレージ対応での以下の料金を含む。

新品タイヤ組換え・バランス工賃（サービス・ガレージ出荷分のみが対象）
 ※ユーズド・タイヤの組換えには別途費用が必要です。
 ※廃タイヤの処理には、別途 300 円 (税込) / 本が必要です。

【タイヤ販売窓口】

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目9-16 丸の内 YS ビル6階
 ジオミックモータースポーツ株式会社
 TEL : 052-684-5556 / FAX : 052-684-5559

2. 異なるコンパウンドやサイズのタイヤが特定のサーキットや条件、または供給問題のために、M2 CSR 事務局による変更が承認される場合がある。これにより、最低車高も変更する場合がある。

3. 各車輪には同じ仕様のタイヤが取り付けられていなければならないが、コースの係員によってウェット・レースが宣言されている場合は、フロント・アクスルとリア・アクスルとで異なる仕様のタイヤを使用することができる。

4. トレッドパターンの再切断、再グルーピング、または他の方法による修正を行ってはならない。

5. 全ての製造業者のデータは、はっきりと見えるものでなければならない。データを除去する為のサイドウォールのバフ研磨は禁止とする。

6. タイヤを加熱および保温する装置の使用は禁止とする。

7. 全てのタイヤは、製造業者の仕様に従って適切に取り付け、指定の最低限の空気圧を下回ってはならない。

8. タイヤ使用規定

8.1. 大会期間中の公式予選から決勝レース終了まで、新品、または使用済みのドライ・タイヤを最大8本まで使用可能とする。これらのタイヤは、公式予選前の車両検査にて、車検員によってのマーキングを施されていないといけない。

8.2. タイヤを裏組みする行為は禁止され、マーキングは車両外側に向いていなければならない。

8.3. 瑕疵のあるタイヤは、車検員およびタイヤ・メーカーの承認があるものにかぎり交換可能となる場合がある。その場合、車検員によってマーキングも移行される。

8.4. 例外的に、マーキングされたタイヤの損傷などにより、M2 CSR 事務局の判断でレースへの参加が不可能とされた場合には代用のタイヤに交換することが

許される。その場合、以降の決勝レースのスターティング・グリッドは最後尾となり、複数の競技車両が同様の状況にある場合、それまでの公式予選および決勝レースの順位によって決定される。

8.5. ドライヤー等での加熱を伴わずに、スクレーパー等の工具を使用してタイヤに付着したデブリを除去することは認められる。ただし、公式予選ならびに決勝レースの終了後、車両保管が解除されて以降での作業可能時間に限っては、ドライヤー等で熱を加えてのデブリの除去も許される。

8.6. ウェット・タイヤ使用数には制限は設けないものとする。

8.7. M2 CSR 事務局は、大会ごとに許可するタイヤの使用本数を自由に決定することができる。

第13条 車両重量

1. 大会期間中を通じて、ドライバー（装備品着用した状態）と全ての車両装備品（燃料、潤滑油、冷却水などの液体および競技中に使用するカメラ）を含め、1,535kgを下回ってはならない。また、車両保管中に、液体やバラストなどの重量を増やすいかなる行為も禁止される。

2. 車両重量規定を満たす為にバラスト・ウエイトを使用する場合は、部品カタログに指定された固定ネジを使用し、指定位置に確実に固定しなければならない。

3. 4つ以上のバラスト・プレートが必要な場合は、バラスト・プレートからスペーサー・ラグを取り外すことが可能。

4. 複数のドライバーを登録する場合でも、全てのドライバーが上記規定を満たさなければならない。

5. 競技中に車両が破損した場合、失われた部品の重量は車両検査員の裁量で考慮されることがある。

第14条 燃料

1. サーキット場内で販売されている燃料のみを使用可能とし、いかなる添加物も燃料に混合させてはならない。
2. M2 CSR 事務局の裁量により、異なる仕様の燃料が指定されることがある。
3. 公式予選および決勝レース終了時に、競技車両の燃料タンクから、少なくとも3リットルの燃料が、分析のために精査員に提出できなければならない。なお、燃料が取り除かれる前に、指定された最低重量に適合していなければならない。
4. 燃料サンプル・ドレイン・バルブの装着を必須とする。
5. いかなる種類の燃料冷却装置も使用は禁止とする。
6. 本条に定められている指定油種の仕様確認のため、購入履歴証明（領収書など）の提出ならびにレース終了時のサンプル提出等をエントラントに求める場合がある。

第15条 潤滑システム

潤滑システムのオイル（グリス、クーラント、ブレーキ・オイルを含む）は、エンジン・オイルを除いて部品カタログに記載されているものの使用を必須とする。

1. エンジン・オイルは、以下に記載の品目のみが使用可能

- 1.1. BMW 製 Longlife 01 FE

2. BMR 委員会からの要請に応じて、競技参加者は使用している詳細な情報の全て（ブランド、種類、仕様、製造元または購入履歴）を書面で速やかに提供しなければならない。

第16条 音量規定

全ての競技車両は、各開催サーキットの音量規定に適合していなければならない。

第17条 車両表示規定

1. ドライバー・ネーム表示規則
 - 1.1. 全ての競技車両は、白色のゴシック系フォントにて、フロント・ウィンドウ、リア・サイド・ウィンドウ、リア・ウィンドウに貼り付けなければならない。
 - 1.2. リア・サイド・ウィンドウへのドライバー・ネーム表記は、名前の左側に国籍の表示をしなければならない。
2. ゼッケンおよび競技大会表示規則
 - 2.1. M2 CSR 事務局により付与される指定ゼッケンおよび競技大会（ハチマキ）の表示が義務付けられる。なお、初回1セットの配布を無償とし、それ以上が必要となった場合は有償とする。

①. ドア・サイド・ゼッケン (指定デザイン)

高さ：330mm / 幅：275mm

②. ウィンドウ・ゼッケン (色指定：蛍光色の黄色)

高さ：140mm 以上 / 幅：20mm 以上

- 2.2. ドア・サイド・ゼッケンの表記位置は、各ドアの前方から 600mm 以内、且つ下面より 150mm 以上の範囲とする。
- 2.3. フロント・ウィンドウ・スクリーンのゼッケンは、助手席側の上部領域に表示し、「サン・ストリップ」の下端から 50mm、ウィンドウの側端から 50mm 以内に配置しなければならない。
- 2.4. リア・ウィンドウ・ゼッケンは、フロント・ウィンドウ・ゼッケンと同じ色とフォントを使用し、リア・ウィンドウの運転席側の領域に表示しなければならない。

3. 車両表示規則

- 3.1. M2 CSR 事務局が指定した公式パートナーならびにサプライヤーのデカールは、全ての競技車両に貼付されていなければならない。

- 3.2. 運用されるデカールの配置は以下を参照：

- ①. フロントとリアのガラス上部
- ②. 両サイド・ドア・パネル
- ③. ルーフのサイドとフロント側
- ④. フロント・ボンネット、両サイドの上部
- ⑤. ボンネットの中心
- ⑥. 前後のナンバー・プレート部
- ⑦. 両サイド・ドア最下部と両サイド・シル
- ⑧. フロントとリアのバンパー部
- ⑨. リア・サイド・ウィンドウ

4. 指定パートナー・エリア (下記の図を参照) が M2 CSR 事務局によって使用されていない場合、競技参加者自身のためにそのエリアを使用することができる。ただし、M2 CSR 事務局によって利用要求された場合は、指定エリアを速やかに M2 CSR 事務局に譲らなければならない。
5. 競技参加者が自身のスポンサーを表示する場合は、当該スポンサーが、自動車 (部品および付属品を含む) の生産および販売、自動車金融、リース、移動サービスの分野で本シリーズの公式パートナーと競合していないことが条件とされる。
6. M2 CSR 事務局から指定されたデカールと競技参加者の独自のデカールは、最低 10mm の間隔をあける必要がある。

【指定パートナー・エリア】



第1条 総則

「車両技術規定 (テクニカル・レギュレーション)」は、ミニ・チャレンジ・ジャパン事務局 (以下「MCJP 事務局」という) の指定フォーマットに従って設定されており、以下の条文の中で「変更を行うことへの許可が明確に記されていない場合は、変更ができない」という原則に基づいて理解する必要がある。これらの規制は、車両の改造や更なる開発へ投資することなく、全ての参加者が平等に競争を行うことができるようにするためである。

1. 大会に参加する競技車両は、大会期間中を通じて「MINI CHALLENGE JAPAN」の主催者が公表する技術規則に準拠しなければならない。
2. MINI 純正部品および MINI CHALLENGE 指定パーツは、MCJP 事務局が指定した修理、または調整プロセスを超えて加工・変更することは禁止とする。
3. 走行マイルージおよび事故などの影響を受けた部品は、損傷した部品と同一の部品にのみ交換を許される。
4. 競技車両に使用されるナット、ボルト、ワッシャー、ロック・ワッシャー、スプリング・ワッシャー、スプリント・ピンなどの部品は、元の形状と同等の標準部品に交換しなければならない。なお、ネジ山については、タイプ、サイズ、ピッチ (M8×1.25P など) を保持しなければならないが、ヘリコイルによるネジ山の強化は許可される。
5. 特記のない限り、以下の規則が適用される。

第2条 概要

1. 「MINI F56 JCW CHALLENGE」は、正式なボディ・シェル識別タグを持ち、MCJP 事務局により、以下の規則を満たして適切に封印が施された車両とする。
2. MCJP 事務局は、バラストの追加や電子制御パラメータの変更など、招待選手やゲストカーの性能を同等にする権利を留保する。
3. MCJP 事務局は、障害のあるドライバーによる車両の使用を容易にするための変更を許可する権利も留保する。

第3条 安全要件および装備品

1. FIA 国際競技規則および JAF 国内競技規則の安全規定を適用するものとする。
2. ドリンク・システム

電動で作動しないドライバー用のドリンク・ホルダーの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、MCJP 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。

3. クーリング・システム

クール・スーツなどのクーリング・システムの取り付けは許される場合がある。但し、固定方法については、MCJP 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。また、システム電源は、直接バッテリー・ターミナル端子より取ることはできない。取り付けに関わる全ての責任は競技参加者にある。

4. エア・ジャッキ
エア・ジャッキの取付けは許されるが、装着方法については、MCJP 事務局の承認を受けなければならない。

5. ウインドウ・ネット
事故等生じた場合に、運転者側窓の開口部から外部に突出することを防ぐため、ウインドウ・ネットをロールケージに取り付けて使用しなければならない。

第4条 一般的な技術要件と例外

1. 対象車両「MINI F56 JCW CHALLENGE」および「MINI F56 JCW CHALLENGE EVO」は、MINI CHALLENGE UK が製造し、ジオミックモータースポーツ株式会社により日本国内に正規輸入され販売された車両であり、それ以外の車両は使用禁止とする。
2. 本車両技術規定（テクニカル・レギュレーション）の規則にて指定されている場合を除き、変更は認められない。
3. これらの車両技術規定（テクニカル・レギュレーション）にかかわらず、競技参加者、または参加者自身の車両が JAF 規則を適切に遵守しなければならない。
4. MCJP 事務局の指定パーツ以外の MINI 純正部品は、2014 年から 2018 年製造の「New MINI Cooper S 3Door / 2 リッターガソリンエンジン (B48A20A) / 右ハンドル / 日本仕様」向けのみが認められる。純正 OEM パーツは、MCJP 事務局の承認がない限り使用禁止とする。
5. MCJP 事務局より販売される、MINI CHALLENGE 指定パーツには、指定パーツの証明となる封印ステッカーが貼付されている。その封印ステッカーは常に貼付されている必要があり、除去や破壊がされている場合は規定違反とみなす。

6. 全ての車両装備部品は、その部品が意図する機能および方法でのみ使用許可される。なお、その可否については車両技術車検員によって判断される。

第5条 車体 / ボディ・シェル

1. 車体は、「MINI F56 JCW CHALLENGE」標準仕様のままでなければならない。
2. 車体の材料を補強、部品の取り外し、または追加することを禁止される。
3. 車体には「MINI F56 JCW CHALLENGE」の公式識別タグが表示されていないといけない。
4. アンダー・ボディ・シーラーの除去は禁止される。
5. ボディ・シェルの交換は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56065 のみを対象とする。
6. ボディ・シェルの修理は、MCJP 事務局指定の工場のみ実施することができる。

第6条 外装パーツ

MCJP 事務局によって承認されたもの以外への変更、加工、追加は許可されない。それぞれ指定するパーツ番号に「LCI2」がある場合は、それらを含めて対象とする。

1. MCJP 事務局によって承認されている外装パーツ
 - 1.1. フロント・バンパー
 - ①. フロント・バンパー（スプリッターを含む）は、MCJP 指定パーツ番号

MCF56001 が対象。

- ②. ブレーキ・ダクトは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56002 が対象。
- ③. アッパー・クラッシュ・バーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56066 が対象。
- ④. ラジエター・パネル・キャリアは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56067 が対象。
- ⑤. ラジエター・サイド・パネルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56068 が対象。

1.2. ボンネット

- ①. ボンネットおよびボンネット・ダクトは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56003V および MCF56003、MCF56003A が対象。
- ②. ボンネット・マウント・フロント & リアは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56056 が対象。

1.3. フロント・フェンダー

- ①. フロントフェンダーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56005 が対象。

1.4. ウィンドウ・ガラス

- ①. ウィンドウ・ガラス類は、BMW MINI F56 Cooper S 3 ドア / 2 L ガソリンエンジン車の 2014 年から 2024 年製造の日本仕様、右ハンドル車および BMW MINI 純正部品が対象。

1.5. 左右ドア

- ①. 左右ドアは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56062/063 が対象。
- ②. ドア・インナー・プレートは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56069/070 が対象。

1.6. サイド・シル

- ①. サイド・シルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56007 が対象。

1.7. ルーフ

- ①. ルーフ・ダクト・セットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56008 が対象。
- ②. ルーフ・パネルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56073 が対象。

- ③. ラジオ・アンテナは、New MINI F56 Cooper S 3 ドア / 2L ガソリンエンジン車の 2014 年から 2020 年製造の日本仕様、右ハンドル車および MINI 純正部品が対象。但し、シャーク・フィン・タイプへのアンテナへの変更は許可されない。

1.8. リア・クォーター

- ①. リア・クォーター・パネルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56060/ MCF56061 が対象。
- ②. リア・ホイール・アーチは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56009 が対象。

1.9. リア・バンパー

- ①. リア・バンパーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56010 が対象。
- ②. リア・バンパー・キャリアは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56078 が対象。
- ③. リア・バンパー・ガイド は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56079/ MCF56080 が対象。

1.10. リア・ディフューザー

- ①. リア・ディフューザーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56011 が対象。
- ②. リア・エキゾースト・センター・プレートは MCF56081 が対象となり、常に装着していなければならない。

1.11. リア・ウイング

- ①. リア・ウイングは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56012 が対象。

1.12. リア・ゲート

- ①. リア・トランク・ゲートは MCJP 指定パーツ番号 MCF56064 が対象。

2. FRP 製の MCJP 指定パーツの修理は可能だが、MCJP 事務局による事前承認が必要である。なお、その際にパーツへの著しい強化や形状の変更は禁止とする。

3. 適格性に関する最終的な判断は、MCJP 事務局に委ねなければならない。

4. 牽引用トー・ストラップは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56054 または MCF56054.1 の使用が必須。

第7条 インテリア

1. MCJP 事務局によって承認されたもの以外への変更は許可されない。
2. シート
 - 2.1. シートは、FIA 規格に則した部品でなければならない。なお、ヘッド・ガード仕様を推奨する。
 - 2.2. シート位置調整用のスライド機構の追加は、MCJP 指定部品のみ許可される。
 - 2.3. 安全ベルトは、FIA 規格に則した物を装着しなければならない。
3. ステアリング
 - 3.1. ステアリング・ホイールおよびクイック・リリースへの変更は許可される。
4. ダッシュボード
 - 4.1. ダッシュボードは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56014 の使用を必須とする。なお、ダッシュボードをラッピングすることは許可される。
 - 4.2. スイッチ・パネルは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56015 の使用を必須とする。

- 4.3. ステアリング・コラムは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56017 の使用を必須とする。

- 4.4. ステアリング・ラックは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56076 の使用を必須とする。

5. 消火システム

- 5.1. 消火器システムは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56013 の使用が必須であり、サーキット内およびパルク・フェルメ内では、常に作動可能な状態にしていなければならない。
- 5.2. 消火器ボトルは、助手席の後方の指定位置に取り付けられていなければならない。

6. その他

- 6.1. 追加、または代替のルーム・ミラーの使用は許可される。
- 6.2. ウィンドウ・ネットは、GMS71327 許可される。
- 6.3. ウィンドウ・ガラスへのフィルムの使用は許可される。

第8条 最低車高

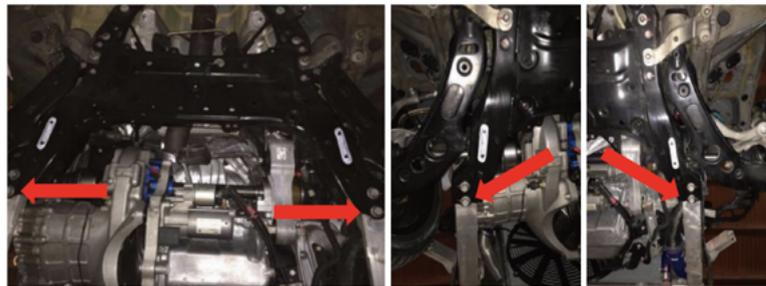
1. 競技車両の車高は、公式の MCJP 車高測定ローラーを使用し、指定された場所（通常はサーキット内の車両検査場）に置かれた状態で測定する。なお、タイヤ空気圧は、測定のために基準圧力（2.3 bar）まで調整することができる。

2. フロント 100mm 以上

- 2.1. フロントの車両測定基準点は、以下に示すフロント・サブフレームの最下部とする。
- 2.2. 車高測定ローラーを前輪後方から車両の下に挿入して基準点を測定する。
- 2.3. 車両左側（助手席側）と右側（運転席側）の基準の両方が最低車高以上を満たさなければならない。

【フロント基準点】

フロントメンバーボルト（ボルトヘッド最下面）



【左側（拡大）】 【右側（拡大）】

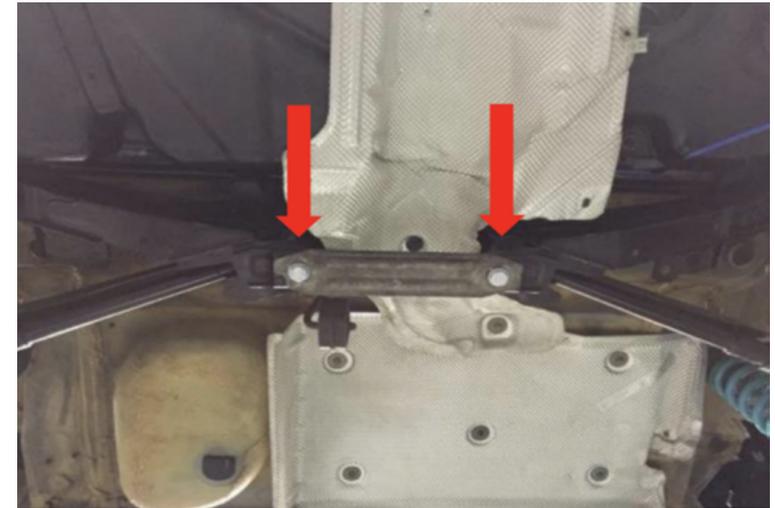
3. リア 130mm 以上

- 3.1. リアの車高測定基準点は、以下に示す最も後部のマフラー・トンネル・ストラップ・ボルト部とする。
- 3.2. 車高測定ローラーは、マフラー・テール・パイプの直下から車両の下に挿入し基準点を測定する。
- 3.3. 車両左側（助手席側）と右側（運転席側）の基準の両方が最低車高以上を満

たさなければならない。

【リア基準点】

リアメンバーボルト（ボルトヘッド最下面）



第9条 エンジン

1. MCJP 事務局によって提供され、封印された MCJP 指定パーツ番号 MCF56020 を使用しなければならない。
2. エンジンは、MCJP 事務局によって封印される。封印はいかなる状況下でも破壊されてはならない。封印が壊れている場合は、MCJP 事務局によって完全検査が行われな限り不適格となる。なお、検査にかかる一切の費用は、当該競技参加者が負担しなければならない。
3. エンジンの修理およびオーバーホール作業は、MCJP 事務局によってのみ可能とする。

4. MCJP 指定パーツ番号 MCF56021 のタービンおよびウエスト・ゲートの組立作業は、MCJP 事務局によってのみ可能とする。なお、取付け時は、配管およびウエスト・ゲートからのエア漏れがあってはならない。
5. ブースト圧は MCJP 事務局により管理され、規定値以上のブースト圧が確認された場合は、MCJP 事務局による完全検査が行われない限り不適格となる。
6. タービンは、MCJP 事務局によって封印される。封印はいかなる状況下でも破壊されてはならない。封印が壊れている場合は、MCJP 事務局によって完全検査が行われない限り不適格となる。なお、検査にかかる一切の費用は、当該競技参加者が負担しなければならない。
7. タービンのメンテナンスは、MCJP 事務局によってのみ可能とする。
8. ウェスト・ゲート・バキューム・パイプは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56022 の使用を必須とする。
9. インタークーラーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56023 の使用を必須とする。
10. エア・フィルターは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56024 の使用を必須とする。
11. ラジエターは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56025 の使用を必須とする。
12. ラジエター・ファンおよびラジエター・ファン・フィッティングは、MINI CHALLENGE 指定パーツ番号 MCF56026 の使用を必須とする。
13. オイル・プレッシャー・センサーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56053 を装着する必要があり、常に機能していなければならない。
14. エンジン・マウント・ブッシュ（下側）は MCJP 指定パーツ番号 MCF56082 の使用を必須とする。

15. エンジン・オイル・クーラー・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56085 を使用することが許される。

第10条 エンジン・マネージメント・システム

1. ECU は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56027 または MCF5627.4R の使用を必須とする。
2. 燃料ポンプ・モーター・コントローラーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56029 の使用を必須とする。
3. スロットルポジション・センサーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56018 の使用を必須とする。
4. ブースト・コントロール・バルブ は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56059 の使用を必須とする。
5. ECU データは、予告なく MCJP 事務局によって承認された仕様に校正することがある。
6. MCJP 事務局は、大会期間中いつでも ECU の再校正や交換を行う権利を留保する。ECU は、常に封印されていなければならない。
7. 各センサー類は、製造元のオリジナルの仕様、機能に従って取り付けなければならない。
8. 配線の配置変更を行ってはならない。また、CAN 通信を使用するデバイスの取り付けは禁止とする。

第11条 エキゾースト・システム

1. エキゾースト・システムは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56030 の使用を必須とする。
2. JAF 国内競技規則に準じた触媒装置（カタライザー）を装備しなければならない。

第12条 スパーク・プラグ

1. スパーク・プラグは、部品番号 12 120 041 666 または 12 120 040 551 の純正部品の使用を必須とする。
2. MCJP 事務局は、予告なくスパーク・プラグを別の仕様に変更する場合がある。

第13条 エンジン・マウント

1. エンジン・マウントは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56031 の使用を必須とする。
2. ギア・ボックス・マウントは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56032 の使用を必須とする。
3. フラット・シフト・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56033 の使用を必須とする。
4. 2014 年から 2018 年製造の MINI F56 用 BMW MINI 純正部品の加工や変更は禁止とする。

第14条 サスペンション / サブフレーム

1. NITRON 製サスペンション・キット、MCJP 指定パーツ番号 MCF56034 の使用を必須とする。また、スプリング・キットは Eibach 製スプリング MCJP 指定パーツ番号 MCF56034.S（ソフト）または MCF56034.M（ミディアム）の使用を必須とする。
2. MCJP 事務局が指定するパーツの加工や変更、ダンパーの分解整備は一切禁止とする。
3. ダンパーの修理およびオーバーホール作業は、MCJP 事務局によってのみ可能とする。
4. POWERFLEX 製のサスペンション固定用のキャンバー・ブッシュ・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56035.2 を使用することを必須とする。
5. アライメント調整が可能な機能を持つロア・アーム・ブッシュの使用は許されない。
6. リア・キャンバーの調整は、純正部品、または調整式ロア・コントロール・アームの MCJP 指定パーツ番号 MCF56077 のみ使用を可能とする。
7. 前後スタビライザーは、以下の部品番号の純正部品を使用することを必須とする。
 - 7.1. フロント - 純正品番 31 306 859 880
 - 7.2. リア - 純正品番 33 506 853 918
8. 素材を切削するなど、サブフレームの変更や加工は一切許されない。但し、MCJP 事務局の認定するサブフレーム補強部品の使用は認められる。

第15条 トランスミッション

1. QUAIFE 製ギア・ボックス/デファレンシャル/ギア・リンケージは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56036 の使用を必須とする。
2. シフト・システムは、MCJP 事務局が認定するスティック・レバー式、またはパドル式の使用を選択可能とする。
3. クラッチ・アセンブリ MCJP 指定パーツ番号 MCF56037.2 または MCJP 指定パーツ番号 MCF56037.1 とコンバージョン・キット MCF56037.1C の使用を必須とする。
4. フライ・ホイールは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56038.1 または MCF56038.2 の使用を必須とする。
5. フライ・ホイール MCF56037.1 を使用するクラッチ MCF56037.1 を使用する場合は、フライ・ホイール MCF56038.1 を使用する必要がある。
6. クラッチ MCF56037.2 を使用する場合は、フライ・ホイール MCF56038.2 を使用する必要がある。
7. ドライブ・シャフト LH (左/助手席) は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56039 または MCF56039S (ショート) の使用を必須とする。これらの部品は、車両の左側/助手席側でのみ使用しなければならない。
8. ドライブ・シャフト RH (右/運転席側) は、MCJP 指定パーツ番号 MCF56040 または MCF56040S (ショート) の使用を必須とする。これらの部品は、車両の右/運転席側でのみ使用しなければならない。

9. インターメディアイト・ドライブシャフト・ベアリング・ハウジングをエンジンから離して配置するために、M10 ワッシャー (シム) を使用し、デファレンシャル・アウトプットとベアリング・ハウジングとの位置合わせをすることは許可される。
10. ギア・ボックスの修理およびオーバーホール作業は、MCJP 事務局によってのみ可能とする。
11. ギア・ボックスは、MCJP 事務局によって封印される。封印はいかなる状況下でも破壊されてはならない。封印が壊れている場合、MCJP 事務局によって完全な内部検査が行われない限り不適格となる。その場合、検査にかかる一切の費用は、当該競技参加者が負担しなければならない。
12. MCJP 事務局は、サーキット固有の要件を満たすためにいつでも代替のギアを指定することができる。そのギアは、MCJP 事務局から購入する必要があり、書面による承認が発行された場合にのみ使用することができる。

第16条 エレクトリック・パーツ

1. オルタネーター
 - 1.1. 純正のシステムは常に取り付けられ、動作していなければならない。
 - 1.2. 正しい長さのベルトを使用する必要があり、潤滑剤や摩擦低減剤をベルトに追加することは禁止とする。
 - 1.3. ベルトのスリップ音が確認された場合は車両検査違反とみなすことがある。

2. バッテリー

- 2.1. バッテリーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56042、または同サイズ互換品の使用を可能とする。
- 2.2. バッテリー・アイソレータの MCJP 指定パーツ番号 MCF56043 は、常に装着され、動作していなければならない。

3. その他

- 3.1. スクリーン・ウォッシャー・システムの MCJP 指定パーツ番号 MCF56052 は、常に装着され、使用可能でなければならない。
- 3.2. レイン・ライトは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56019 の使用を必須とする。
- 3.3. スイッチのコントロール・パネルに配線された電気式スクリーン・ブローワーの使用は可能とする。

第17条 制動装置

1. ブレーキ・ライン・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56044 の使用を必須とする。
2. フロント・ブレーキ・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56045 の使用を必須とする。但し、ブレーキ・パッドのみ、その限りではない。
3. ペダル・ボックス、ブレーキ・バランス・アジャスター、ライン・ロック・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56046 の使用を必須とする。代替サイズの Alcon 製マスターシリンダーはブレーキに使用でき、代替の Alcon 製、または OBP 製のマスターシリンダーはクラッチに使用が可能とする。

4. ブレーキ・プレッシャー・センサーは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56055 の使用を必須とする。

第18条 ホイール

1. 17 インチ・ホイールは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56049 または MC56049.1 の使用を必須とする。
2. ホイール・スパーサーの使用は禁止とする。
3. ホイール・スタッド&ナット・キットは、MCJP 指定パーツ番号 MCF56041 の使用を必須とする。

第19条 タイヤ

1. MCJP 事務局が指定するコントロール・タイヤのみ使用可能とする。

SLICK : DUNLOP 215/625R17 D20 販売価格 : 47,300 円 (税込) / 本
WET : DUNLOP 220/620R17 D93J 販売価格 : 47,300 円 (税込) / 本
※大会期間中、サービス・ガレージ対応での以下の料金を含む。

新品タイヤ組換え・バランス工賃 (サービス・ガレージ出荷分のみが対象)
※ユーズド・タイヤの組換えには別途費用が必要です。
※廃タイヤの処理には、別途 300 円 (税込) / 本が必要です。

【タイヤ販売窓口】

〒460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内3丁目9-16 丸の内YSビル6階

ジオミックモータースポーツ株式会社

TEL : 052-684-5556 / FAX : 052-684-5559

2. 異なるコンパウンドやサイズのタイヤが特定のサーキットや条件、または供給問題のために、MCJP事務局による変更が承認される場合がある。これにより、最低車高も変更する場合がある。
3. 各車輪には同じ仕様のタイヤが取り付けられていなければならないが、オフィシャル員によってウェット・レースが宣言されている場合は、フロント・アクスルとリア・アクスルとで異なる仕様のタイヤを使用することができる。
4. トレッドパターンの再切断、再グルーピング、または他の方法による修正を行ってはならない。
5. 全ての製造業者のデータは、はっきりと見えるものでなければならない。データを除去する為のサイドウォールのバフ研磨は禁止とする。
6. タイヤを加熱および保温する装置の使用は認められる。
7. 全てのタイヤは、製造業者の仕様に従って適切に取り付け、指定の最低限の空気圧を下回ってはならない。
8. タイヤ使用規定
 - 8.1. 大会期間中の公式予選から決勝レース終了まで、新品、または使用済みのドライ・タイヤを最大6本まで使用可能とする。これらのタイヤは、公式予選前の車両検査にて、車検員によってのマーキングを施されていないなければならない。

- 8.2. タイヤを裏組みする行為は禁止され、マーキングは車両外側に向いていなければならない。
- 8.3. 瑕疵のあるタイヤは、車検員およびタイヤ・メーカーの承認があるものにかぎり交換可能となる場合がある。その場合、車検員によってマーキングも移行される。
- 8.4. 例外的に、マーキングされたタイヤの損傷などにより、MCJP事務局の判断でレースへの参加が不可能とされた場合には代用のタイヤに交換することが許される。その場合、以降の決勝レースのスターティング・グリッドは最後尾となり、複数の競技車両が同様の状況にある場合、それまでの公式予選および決勝レースの順位によって決定される。
- 8.5. ドライヤー等での加熱を伴わずに、スクレーパー等の工具を使用してタイヤに付着したデブリを除去することは認められる。ただし、公式予選ならびに決勝レースの終了後、車両保管が解除されて以降での作業可能時間に限っては、ドライヤー等で熱を加えてのデブリの除去も許される。
- 8.6. ウェット・タイヤ使用数には制限は設けないものとする。
- 8.7. MCJP事務局は、大会ごとに許可するタイヤの使用本数を自由に決定することができる。

第20条 車両重量

1. 大会期間中を通じて、ドライバー（装備品着用した状態）と全ての車両装備品（燃料、潤滑油、冷却水などの液体および競技中に使用するカメラ）を含め、1,160kgを下回ってはならない。また、車両保管中に、液体やバラストなどの重量を増やすいかなる行為も禁止される。

2. 車両重量規定を満たす為にバラスト・ウェイトを使用する場合は、MCJP 事務局指定パーツを、助手席レールの指定位置に取り付け、確実に固定しなければならない。
3. 4つ以上のバラスト・プレートが必要な場合は、バラスト・プレートからスペーサー・ラグを取り外すことが可能。
4. 複数のドライバーを登録する場合でも、全てのドライバーが上記規定を満たさなければならない。

第21条 燃料

1. サーキット場内で販売されている燃料のみを使用可能とし、いかなる添加物も燃料に混合させてはならない。
2. MCJP 事務局の裁量により、異なる仕様の燃料が指定されることがある。
3. 公式予選および決勝レース終了時に、競技車両の燃料タンクから、少なくとも3リットルの燃料が、分析のために精査員に提出できなければならない。なお、燃料が取り除かれる前に、指定された最低重量に適合していなければならない。
4. 本条に定められている指定油種の仕様確認のため、購入履歴証明（領収書など）の提出ならびにレース終了時のサンプル提出等をエントラントに求める場合がある。

第22条 音量規定

全ての競技車両は、各開催サーキットの音量規定に適合していなければならない。

第23条 車両表示規定

1. ドライバー・ネーム表示規則
 - 1.1. 全ての競技車両は、白色のゴシック系フォントにて、フロント・ウィンドウ、リア・サイド・ウィンドウ、リア・ウィンドウに貼り付けなければならない。
 - 1.2. リア・サイド・ウィンドウへのドライバー・ネーム表記は、名前の左側に国籍の表示をしなければならない。
2. ゼッケンおよび競技大会表示規則
 - 2.1. MCJP 事務局により付与されるゼッケンおよび競技大会の表示が義務付けられる。なお、初回1セットの配布を無償とし、それ以上が必要となった場合は有償とする。
 - ①. ドア・サイド・ゼッケン（指定デザイン）
高さ：330mm / 幅：275mm
 - ②. ウィンドウ・ゼッケン（色指定：蛍光色の黄色）
高さ：140mm 以上 / 幅：20mm 以上
 - 2.2. ドア・サイド・ゼッケンの表記位置は、各ドアの前方から600mm以内、且つ下面より150mm以上の範囲とする。
 - 2.3. フロント・ウィンドウ・スクリーンのゼッケンは、助手席側の上部領域に表示し、「サン・ストリップ」の下端から50mm、ウィンドウの側端から50mm以内に配置しなければならない。
 - 2.4. リア・ウィンドウ・ゼッケンは、フロント・ウィンドウ・ゼッケンと同じ色とフォントを使用し、リア・ウィンドウの運転席側の領域に表示しなければならない。

3. 車両表示規則

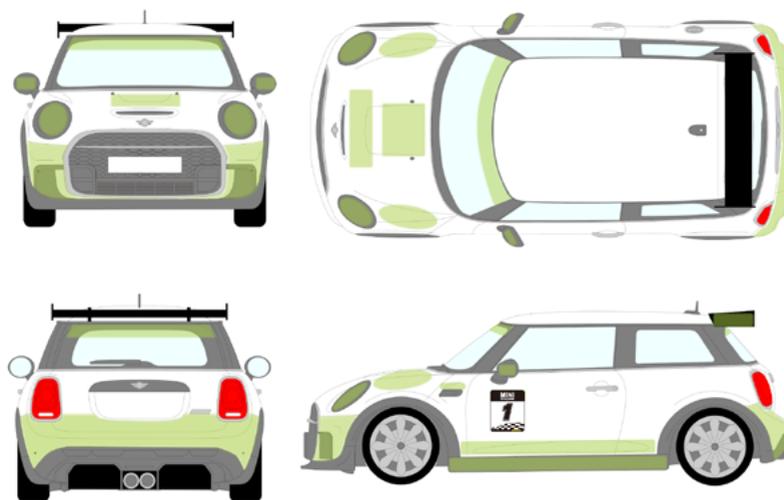
3.1. MCJP 事務局が指定した公式パートナーならびにサプライヤーのデカールは、全ての競技車両に貼付されていなければならない。

3.2. 運用されるデカールの配置は以下を参照：

- ①. フロントとリアのガラス上部
- ②. 両サイド・ドア・パネル
- ③. ルーフのサイドとフロント側
- ④. フロント・ボンネット、両サイドの上部
- ⑤. ボンネットの中心
- ⑥. 前後のナンバー・プレート部
- ⑦. 両サイド・ドア最下部と両サイド・シル
- ⑧. フロントとリアのバンパー部
- ⑨. リア・サイド・ウィンドウ

4. 指定パートナー・エリア（下記の図を参照）が MCJP 事務局によって使用されていない場合、競技参加者自身のためにそのエリアを使用することができる。ただし、MCJP 事務局によって利用要求された場合は、指定エリアを速やかに MCJP 事務局に譲らなければならない。

【指定パートナー・エリア】



5. 車両上の特定の場所（参照：上記図の編みかけ部）は、MINI CHALLENGE JAPAN の公式パートナーのための指定エリアとなる。デカールの特定の位置は、デカールが供給されるときに MCJP 事務局によって書面で通知される。デカールの特定の位置は、これらの規制に従わなければならない。
6. JCW のグリルバッジ、フロント・フェンダー・ステッカー、トランクゲート・ステッカーは、常に表記する必要があり、オリジナルの F56 JCW 3 Door と同一箇所、且つ同一方向 10mm 以内で配置しなければならない。

第24条 データ・ロギング

1. コスワース製ダッシュ/データ・ロガーの MCJP 事務局指定パーツ番号 MCF56051 は、大会期間中、常に装着して作動さなければならない。
2. 追加センサーなどの装着による規定外のデータ収集は認められない。ただし、MCJP 事務局が発行するブルテンで認められた場合はこの限りではない。
3. 大会期間中は、MCJP 事務局の要請に対して収集したデータを速やかに提供しなければならない。なお、MCJP 事務局では収集したデータのうち、予選結果の第1位および決勝レース優勝者のデータを他のチームへ公開することがある。
4. 競技参加者は、セッション（全てのラップ）が適切に記録され、データ・ロガーの全てが機能することを確認する責任がある。
5. データ・ロガー本体、またはシステムの一部（センサー類およびケーブルなど）が損傷などの影響により、データ・ロガーが正しく機能していることに疑いがある場合は、MCJP 事務局に直ちに通知する必要がある。なお、各セッションでの車両検査時点において、メモリー上のデータが存在しないか不完全な場合は、以下のペナルティが課せられる。

【データ・ロガー仕様規定違反】

違反対象行為	ペナルティ
公式予選：メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	ベスト・タイムに5秒を加算
決勝レース：メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	レース・タイムに30秒を加算

6. 競技参加者は、MCJP 事務局によるアクセスを制限するトークンをデータ・ロガーに施してはならない。
7. 競技参加者は、データ・ロガーのトークンを支払い、自分自身で使用できるようにすることができる。

第1条 総則

「車両規定（テクニカル・レギュレーション）」は、ミニ・チャレンジ・ジャパン事務局（以下「MCJP 事務局」という）の指定フォーマットに従って設定されており、以下の条文の中で“変更を行うことへの許可が明確に記されていない場合は、変更ができない”という原則に基づいて理解する必要がある。これらの規制は、車両の改造や更なる開発へ投資することなく、全ての参加者が平等に競争を行うことができるようにするためである。

1. 大会に参加する競技車両は、大会期間中を通じて「MINI CHALLENGE JAPAN」の主催者が公表する技術規則に準拠しなければならない。
2. MINI 純正部品および MINI CHALLENGE 指定パーツは、MCJP 事務局が指定した修理、または調整プロセスを超えて変更することは禁止とする。
3. 走行マイレージおよび事故などの影響を受けた部品は、損傷した部品と同一の部品にのみ交換を許される。
4. 競技車両に使用されるナット、ボルト、ワッシャー、ロック・ワッシャー、スプリング・ワッシャー、スプリント・ピンなどの部品は、元の形状と同等の標準部品に交換しなければならない。なお、ネジ山については、タイプ、サイズ、ピッチ（M8×1.25P など）を保持しなければならないが、ヘリコイルによるネジ山の強化は許可される。
5. 特記のない限り、以下の規則が適用される。

第2条 概要

1. 本規則は「2025年 JAF 国内競技規則【自動車登録番号表付車両によるレース開催規定第2条参加車両】」に依る「2025年 JAF 国内競技車両規則第3編「スピード車両規定」」に準拠し、一般規定として「スピードB車両」に分類される。また、安全規定、一般改造規定については第5章「スピードSA車両規定」に則り規定される。
2. 競技車両のベースは、下記型式に指定され、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証（保安基準適合証および保安基準適合標章）は無効を有し、その自動車検査証は型式指定番号、ならびに類別区分番号を有していなければならない。なお、大会期間中において、保安基準に合致する状態でなくてはならない。
 - 2.1 競技車両として指定されるベース車両の型式
 - ①. DBA-XM20
 - ②. CBA-XR20M
 - ③. 3BA-XR20MW
3. MCJP 事務局は、バラストの追加や電子制御パラメータの変更など、招待選手やゲストカーの性能を同等にする権利を留保する。
4. MCJP 事務局は、障害のあるドライバーによる車両の使用を容易にするための変更を許可する権利も留保する。

第3条 競技車両登録申請（MCJP ホモロゲーション申請）

1. 車両登録申請

- 1.1. 競技参加者により製作された競技車両は、MCJP 事務局が指定する申請用紙に必要事項を記入のうえ、車検証のコピーを添えて競技登録申請を行うこと。
- 1.2. 大会参加申し込み前までに BMR テクニカル事務局に車両を持ち込み、車両検査ならびに封印作業を受けなければならない。
- 1.3. 車両検査ならびに封印作業完了した証明として登録・発行される「MCJP ホモロゲーション証明書」には、車両持ち込み時点の車両状態（指定パーツの使用状況を含む）が記載され、車両仕様の変更の際は「車両仕様変更（更新）申請」を行わなければならない。

2. 車両封印作業

- 2.1. エンジン本体（エンジン番号の記録）
- 2.2. ギア・ボックス（ギア・ボックスへの番号打刻および記録）
- 2.3. DME コネクター（DME データのプログラム管理番号の記録）
- 2.4. OBD ポート（CAFD データのプログラム管理番号の記録）
- 2.5. MCJP 指定パーツ番号 GMS77641（データ・ロガー）用の CAN 通信配線

3. 新規登録料（※封印作業を含む）

新規登録料：110,000 円（税込）

4. 車両仕様変更（更新）申請料

事務手数料：5,500 円（税込）／回

5. 再封印手数料

レース期間中（技術検査員立会いによる開封時）：3,300 円（税込）／箇所
レース期間外：22,000 円（税込）／箇所

第4条 部品定義

1. MINI 純正部品

New MINI 3Door Hatchback Cooper S（型式：DBA-XM20、CBA-XR20M、3BA-XR20MW）国内仕様モデル向けに、ビー・エム・ダブリュー株式会社により国内で販売されている部品とし、純正 OEM パーツは、MCJP 事務局の承認がない限り使用禁止とする。また、その他グレードの部品を流用使用することを不可とする。

2. MCJP 指定パーツ

MCJP 事務局により使用が義務付けされた部品。指定された部品以外の使用は、純正部品を含めて使用することを不可とする。

3. MCJP 認定部品

MCJP 事務局により使用が認証された部品。使用する場合は「G1 ドキュメント」への記載を必須とする。認定部品は MCJP ブルテンで発表され、発行された後は、本シリーズで使用することが許可される。

4. MCJP 認定部品に対する一切の加工、修正、調整などの改造を行うことは許されない。
なお、MCJP 事務局による管理を目的とした封印を実施する場合があります、競技参加者はこれを拒否してはならない。

第 5 条 安全要件および装備品

FIA 国際競技規則および JAF 国内競技規則の安全規定を適用するものとする。

1. 安全ベルト

使用期限が有効な 4 点式以上の FIA 公認安全ベルトの使用が義務付けられる。なお、取り付けの方法は 2025 年 JAF 国内競技車両規則 第 4 編 付則「ラリー競技およびスピード行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」に則る。

- 1.1. 安全ベルトの固定には、MCJP 指定パーツ番号 GMS71541 の使用を必須とする。

2. ロール・ケージ

- 2.1. MCJP 指定パーツ番号 GMS71511 の使用を必須とする。
- 2.2. ロール・ケージの車体への取り付けは、2025 年 JAF 国内競技車両規則 第 3 編 第 5 章 第 1 条 1.4) ロールバー 第 5-3 図に則る。

3. 牽引用穴あきブラケット

MCJP 指定パーツ番号 GMS71501（フロント）または GMS71506（フロント）と GMS71502（リア）の使用を必須とする。

4. シート

- 4.1. 運転席は、保安基準に適合したバケット・タイプ（背もたれの可動式セミバケット・タイプは使用不可とする）のシートの使用が義務付けられる。なお、使用にあたっては製造者の発行する保安基準適合を証明する書類を常に携帯していなければならない。
- 4.2. バケット・タイプのシートに設定されている保安基準適合のシート・ステー、シート・レールの使用が義務付けられる。また、当初のシートの固定点を使用し正しく装着されなければならない。
- 4.3. 助手席は、保安基準に適合する部品に限り変更が許可される。
- 4.4. リア・シートの変更および取り外しを行うことは許可されない。

5. ステアリング

ステアリングの変更は、MCJP 認定部品に限り認められる。また、延長ステアリング・ボスの使用は、MINI 純正部品ならびに MCJP 認定部品が加工なく装着できるものに限り認められる。

6. ドリンク・システム

電動で作動しないドライバー用のドリンク・ホルダーの取り付けは許可される。但し、固定方法については、MCJP 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。

7. クーリング・システム

クール・スーツなどのクーリング・システムの取り付けは、システム電源を直接バッテリー・ターミナル端子より取ることを除き許可される。但し、固定方法については、MCJP 事務局、各大会技術委員の承認を受けなければならない。なお、取り

付けに関わる全ての責任は競技参加者にあるものとする。

第6条 車両改造規定

G1 ドキュメントに記載される競技車両の仕様の内容より、新たに変更を行なった際には、その都度 MCJP 事務局への変更申請手続きを行い、更新登録をしなければならない。

1. エンジンおよびトランスミッション

- 1.1. エンジンは、以下の部品の変更は許可される。
 - ①. オイル・フィルター
 - ②. オイル・ドレン・ボルト
 - ③. エア・フィルター（純正エア・クリーナー・ボックスを使用し、クリーナー本体外寸が純正部品相当であるものに限られる）
- 1.2. 冷却装置の変更ならびに追加は、認定部品に限り認められる。なお、冷却を目的とするエア・ガイドの追加ならびにアンダーカバーの取り外しは許可される。
- 1.3. スパーク・プラグは、部品番号 12 120 041 666 または 12 120 040 551 の MINI 純正部品の使用を必須とする。
- 1.4. 各部センサー類に結線する、エンジン制御コントローラーの使用は許可されない。
- 1.5. マニュアル・トランスミッション車両は、クラッチおよびフライ・ホイールの変更を MCJP 認定部品に限り認められる。
- 1.6. デファレンシャルの変更は許可されない。

- 1.7. バッテリーの変更は、本体外寸が純正部品相当に限り認められる。
- 1.8. 排気装置の変更は、MCJP 認定部品に限り認められる。
- 1.9. トランスミッションは、以下の部品の変更は許可される。
 - ①. オイル・ドレン・ボルト
 - ②. シフト・レバー（マニュアル・トランスミッション車両）ただし、MCJP 認定部品に限る。
 - ③. オイル・クーラー（オートマチック・トランスミッション車両）ただし、MCJP 認定部品に限る。

2. DME（エンジン・マネージメント）

- 2.1. 第3条 競技車両登録申請での封印実施の際、MCJP 事務局によりオリジナル DME データが保管され、プログラム管理番号が G1 ドキュメントに記載される。
- 2.2. DME データの変更はいかなる場合でも許可されない。なお、車両不具合などでやむなくオリジナル・データの再プログラミングを行なう場合には、MCJP パーツ&テクニカルでの再封印作業を行い、G1 ドキュメントを更新（車両仕様変更申請）しなければならない。ただし、更新には数日かかることを考慮すること。
- 2.3. 配線の配置変更および加工を行ってはならない。また、CAN 通信を使用するデバイスの取り付けは禁止とする。
- 2.4. MINI 純正アクセサリ「JCW PRO サイレンサー」に付属する DME プログラムを施すことは禁止される。

- 2.5. G1ドキュメントに記載されたプログラム管理番号以外のデータ使用が発覚した際には封印箇所への不正アクセスとみなし、当該競技会審査委員会の審査結果を考慮し、MCJP事務局より厳しく罰せられる。

3. ECU (コントロール・モジュール)

- 3.1. 第2条 競技車両登録申請での封印実施の際、MCJP事務局によりオリジナルCAFDF (Coding Application File Data) が保管され、プログラム管理番号がG1ドキュメントに記載される。
- 3.2. CAFDF (Coding Application File Data) のパラメータ変更は許可されない。ただし、MCJP事務局が発行するブルテンで認められた場合はこの限りではない。
- 3.3. MCJP事務局による封印後は、ECUデータの変更はいかなる場合でも許可されない。なお、車両不具合などでやむなくオリジナル・データの再プログラミングを行なう場合には、BMRテクニカル事務局での再封印作業を行い、G1ドキュメントを更新(車両仕様変更申請)しなくてはならない。ただし、更新には数日かかることを考慮すること。
- 3.4. MINI純正のドライビング・モード(\$4VA)およびパドル・シフトのVO (Vehicle Order) 書き換えによる後付けは許可される。ただし、G1ドキュメント発行後はBMRテクニカル事務局での作業に限られる。
- 3.5. G1ドキュメントに記載されたプログラム管理番号以外のデータ使用が発覚した際には封印箇所への不正アクセスとみなし、当該競技会審査委員会の審査結果を考慮し、MCJP事務局より厳しく罰せられる。

4. 制動装置

4.1. ブレーキ・キャリパー

MCJP認定部品番号GMS72561またはJCWアクセサに限り変更が認められる。

4.2. 以下の部品は、MCJP認定部品への変更が認められる。

- ①. ブレーキ・パッド
- ②. ブレーキ・ホース

2021年JAF国内競技車両規則第3編第5章第1条11配管類に則ること。

4.3. ガード・プレート (バック・プレート) ならびにエア・ガイドの追加変更は、MCJP認定部品番号GMS56101に限り使用が認められる。

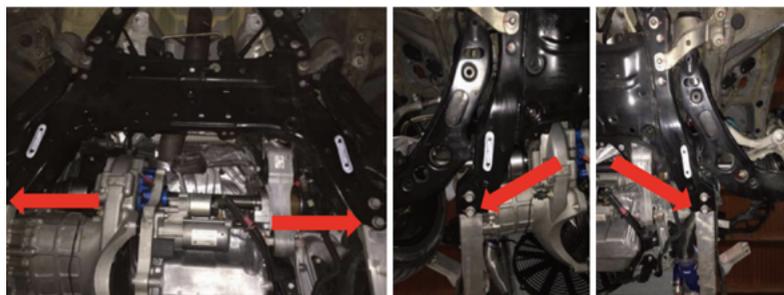
5. シャシーおよびサスペンション

5.1. 最低車高

競技車両の車高は、MCJP事務局が用意する車高測定ローラーを使用し、指定された場所(通常はサーキット内の車両検査場)に置かれた状態で測定する。なお、タイヤ空気圧は、測定のために基準圧力(2.3 bar)まで調整することができる。

5.2. 基準点 (計測ポイント)

車両測定基準点はフロント・サブフレームの最下点部とし、車高測定ローラーを前輪後方から車両の下に挿入して基準点を測定した際に100mm以上を確保すること。



フロントメンバーボルト (ボルトヘッド最下面) 【左側 (拡大)】 【右側 (拡大)】

5.3. スプリング

MCJP 認定部品に限り使用が認められる。ただし、下記仕様のスプリングに限る。

	自由長 (内径)	スプリング・レート
フロント	170mm ~ 180mm (Φ60mm)	8.0kgf/mm or 80Nm/mm
リア (ダンパー別体)	125mm ~ 165mm (Φ60 ~ Φ65mm)	6.5kgf/mm ~ 8.5kgf/mm
リア (コイルオーバー)	170mm ~ 180mm (Φ60mm)	6.0kgf/mm or 60Nm/mm

5.4. ショック・アブソーバー

MCJP 認定部品に限り使用が認められる。ただし、異なる認定部品の一部を組み合わせ使用してはならない。

5.5. スタビライザー

MCJP 認定部品に限り使用が認められる。ただし、異なる認定部品の一部を組み合わせ使用してはならない。

5.6. サスペンション強化ブッシュ

MCJP 認定部品に限り使用が認められる。ただし、異なる認定部品の一部を組み合わせ使用してはならない。

6. 車体および外装パーツ

6.1. 以下の部品の取り外しが認められる。

- ①. ロールバーの車体への取り付けに伴う、最小限の内装部品。
- ②. フロントのライセンス・プレートおよびフレームは、トランスミッション・オイル・クーラー装着に伴い取り外しが許可される。ただし、その場合には MCJP 事務局が指定するプロモーション用プレートを掲示しなければならない。

6.2. 空力装置 (エアロ・パーツ) およびそれらと同等の機能をもつ外装部品は、MINI 純正アクセサリ (JCW アクセサリを含む) および MCJP 認定部品の使用に限り許可される。

6.3. 2021 年以前の生産モデルにおいて、2021 年以降生産モデルの純正フロント・バンパー (JCW アクセサリを含む)、純正リア・バンパー (JCW アクセサリを含む) の使用は許可される。

6.4. 純正バンパーは、オリジナルの状態を保たなければならない。

6.5. バンパーおよびリア・ウイングの加工は禁止とする。また、ボディ外板部品および各ガラスの材質を変更してはならない。

6.6. F56 型 JCW 用の前後ホイール・ハウス・カバー (フェンダー) への変更は許可される。

- 6.7. アンダー・ボディ・シーラーの除去は禁止される。
- 6.8. サイド・ドア・ミラーは、オリジナルの状態を保ち変更してはならない。
- 6.9. エアバック・システムは、大会中その機能を停止してはならない。なお、システムの停止方法は、別途テクニカル・リリースにて定めるものとする。
- 6.10. フロアマット、車載工具などの競技中に脱落が懸念される部品については全て取り外さなくてはならない。
- 6.11. ボディ補強を目的とする部品は、MCJP 認定部品に限り使用が認められる。
- 6.12. リア・ワイパーの取り外しは許可される。
- 6.13. ラジオアンテナは、オリジナルの状態を保たなければならない。また、シャーク・フィン・タイプへのアンテナへの変更は禁止される。
- 6.14. 2018 年 5 月以降に発売の車両に装着される UJ・テール・ランプへの変更は許可される。ただし、装着にはコーディング作業を伴うため、G1 ドキュメント発行後は BMR テクニカル事務局での作業に限られる。

7. その他アクセサリ部品

- 7.1. 下記および本規則に定めるもの以外は、取り付けならび変更は許可されない。

ドア・エッジ・プロテクター、ナンバー・フレーム、サイド・バイザー、ウィンドウ・フィルム、マッド・ガード、灯火器類、警音器、ワイパー、空気清浄機、ナビゲーション・システム、補助メーター（OBD 接続以外のものに限る）、ラップ・タイマー、音響および映像機器、盗難防止システム、障害者用補助操作装置、その他走行性能に影響しないと MCJP 事務局が認める部品。

7.2. OBD2（自己診断機能）カプラー

OBD2（自己診断機能）カプラーへの結線は認められない。また、カプラー位置はオリジナルの状態を保ち、いかなる場合でも移設や変更は禁止される。

第 7 条 ホイール

1. ホイールは以下のサイズの範囲で JWL マークのあるアルミ製、かつ MINI 純正アクセサリ（JCW アクセサリを含む）ならびに MCJP 認定部品に限り使用が認められる。ただし、同一銘柄、同一サイズの 4 本がセットで使用されなければならない。

リム径 (inch)	17inch	
リム幅 (J)	7.0J	7.5J
インセット (mm以上)	+38	+40

2. ホイール・スペーサーの使用は禁止とする。
3. ホイール・スタッド&ナット・キットへの変更は禁止される。
4. ホイール・ボルトの材質および形状の変更は許可される。

第8条 タイヤ

1. MCJP 事務局が指定する下記のコントロール・タイヤのみ使用可能とする。

- 指定タイヤ : DUNLOP DIREZZA ZIII 205 / 45R17 84W

1.1. 指定タイヤの購入は各エントラントが一般市場より手配することを認める。

1.2. MCJP 事務局でのタイヤ取扱いは、下記の内容とする。

販売価格 : 29,700 円 (税込) / 本

※ 2024 年 1 月現在 ; 価格が変更となる場合があります。

※ 大会期間中、サービス・ガレージ対応は以下の料金が別途必要となる。

①. 組み替え・バランス取り工賃 : 2,200 円 (税込) / 1 本あたり

②. 廃タイヤ処理料 : 300 円 (税込) / 1 本あたり

【タイヤ販売窓口】

〒 460-0002 愛知県名古屋市中区丸の内 3 丁目 9-16 丸の内 YS ビル 6 階

ジオミックモータースポーツ株式会社

TEL : 052-684-5556 / FAX : 052-684-5559

2. 異なるサイズのタイヤが特定のサーキットや条件、または供給問題のために、MCJP 事務局による変更が承認される場合がある。これにより、最低車高も変更する場合がある。

3. 各車輪には同じ仕様のタイヤが取り付けられていなければならない。

4. トレッドパターンの再切断、再グルーピング、または他の方法による修正を行ってはならない。

5. 全ての製造業者のデータは、はっきりと見えるものでなければならない。データを除去する為のサイドウォールのバフ研磨は禁止とする。

6. タイヤを加熱および保温する装置の使用は禁止とする。

7. 全てのタイヤは、製造業者の仕様に従って適切に取り付け、指定の最低限の空気圧を下回ってはならない。

8. タイヤ使用規定

8.1. 大会期間中の公式予選から決勝レース終了まで、新品、または使用済みのタイヤを最大 4 本まで使用可能とする。

8.2. タイヤを裏組みする行為は禁止され、マーキングは車両外側に向いていなければならない。

8.3. 瑕疵のあるタイヤは、車検員およびタイヤ・メーカーの承認があるものにかぎり交換可能となる場合がある。その場合、車検員によってマーキングも移行される。

8.4. 例外的に、マーキングされたタイヤの損傷などにより、MCJP 事務局の判断でレースへの参加が不可能とされた場合には代用のタイヤに交換することが許される。その場合、以降の決勝レースのスターティング・グリッドは最後尾となり、複数の競技車両が同様の状況にある場合、それまでの公式予選および決勝レースの順位によって決定される。

8.5. MCJP 事務局は、大会ごとに許可するタイヤの使用本数を自由に決定することができる。

第9条 車両重量

1. 大会期間中を通じて、ドライバー（装備品着用した状態）と全ての車両装備品（燃料、潤滑油、冷却水などの液体および競技中に使用するカメラ）を含め、1,300kgを下回ってはならない。
2. 複数のドライバーを登録する場合でも、全てのドライバーが上記規定を満たさなければならない。

第10条 燃料

1. サーキット場内で販売されている燃料のみを使用可能とし、いかなる添加物も燃料に混合させてはならない。
2. 公式予選および決勝レース終了時に、競技車両の燃料タンクから、少なくとも3リットルの燃料が、分析のために精査員に提出できなければならない。なお、燃料が取り除かれる前に、指定された最低重量に適合していなければならない。
3. 本条に定められている指定油種の仕様確認のため、購入履歴証明（領収書など）の提出ならびにレース終了時のサンプル提出等をエンタラントに求める場合がある。

第11条 音量規定

全ての競技車両は、各開催サーキットの音量規定に適合していなければならない。

第12条 車両表示規定

1. ドライバー・ネーム表示規則
 - 1.1. 全ての競技車両は、白色のゴシック系フォントにて、リア・サイド・ウィンドウ、リア・ウィンドウに貼り付けしなければならない。
 - 1.2. リア・サイド・ウィンドウへのドライバー・ネーム表記は、名前の左側に国籍の表示をしなければならない。
2. ゼッケン表示規則
 - 2.1. MCJP事務局により付与される指定ゼッケンの表示が義務付けられる。なお、初回1セットの配布を無償とし、それ以上が必要となった場合は有償とする。
 - ①. ドア・サイド・ゼッケン（指定デザイン）
高さ：330mm / 幅：275mm
 - ②. ボンネット・ゼッケン（指定デザイン）
高さ：150mm / 幅：250mm
 - ③. ウィンドウ・ゼッケン（色指定：蛍光色の黄色）
高さ：140mm以上 / 幅：20mm以上

2.2. ドア・サイド・ゼッケンの表記位置は、各ドアの前方から 600mm 以内、且つ下面より 150mm 以上の範囲とする。

2.3. ボンネット・ゼッケンは、ボンネット助手席側の領域に表示しなければならない。

2.4. リア・ウインドウ・ゼッケンは、リア・ウインドウの運転席側の領域に表示しなければならない。

3. 車両表示規則

3.1. MCJP 事務局が指定した公式パートナーならびにサプライヤーのデカールは、全ての競技車両に貼付されていなければならない。

3.2. 運用されるデカールの配置は以下を参照：

- ①. 両サイド・ドア・パネル
- ②. ルーフのサイドとフロント側
- ③. フロント・ボンネット、両サイドの上部
- ④. ボンネットの中心
- ⑤. 前後のナンバー・プレート部
- ⑥. 両サイド・ドア最下部と両サイド・シル
- ⑦. フロントとリアのバンパー部
- ⑧. リア・サイド・ウインドウ

4. 指定パートナー・エリア（下記の図を参照）が、MCJP 事務局によって使用されていない場合、競技参加者自身のためにそのエリアを使用することができる。ただし、MCJP 事務局によって利用要求された場合は、指定エリアを速やかに MCJP 事務局に譲らなければならない。

5. 競技参加者が自身のスポンサーを表示する場合は、当該スポンサーが、自動車（部品および付属品を含む）の生産および販売、自動車金融、リース、移動サービスの分野で本シリーズの公式パートナーと競合していないことが条件とされる。

6. MCJP 事務局から指定されたデカールと競技参加者の独自のデカールは、最低 10mm の間隔をあける必要がある。

【指定パートナー・エリア】



7. 車両上の特定の場所（参照：上記図の編みかけ部）は、MINI CHALLENGE JAPAN の公式パートナーのための指定エリアとなる。デカールの特定の位置は、デカールが供給されるときに MCJP 事務局によって書面で通知される。デカールの特定の位置は、これらの規制に従わなければならない。

第13条 データ・ロギング

1. データ・ロガーは、MCJP 事務局が認定する AIM 製 SOLO2 DL (MCJP 指定パーツ番号 GMS77641) のみが使用でき、大会期間中は常に装着して作動させておく必要がある。
2. データ・ロガーへの配線は、BMR テクニカル事務局が競技車両登録申請時に施工する CAN 通信配線への結線に限り認められる。
3. 追加センサーなどの装着による規定外のデータ収集は認められない。ただし、MCJP 事務局が発行するブルテンで認められた場合はこの限りではない。
4. 車内にカメラを設置する場合、そのシステムをデータ・ロガーに接続することは認められる。
5. 大会期間中は、MCJP 事務局の要請に対して収集したデータを速やかに提供しなければならない。なお、MCJP 事務局では収集したデータのうち、予選結果の第1位および決勝レース優勝者のデータを他のチームへ公開することがある。
6. 競技参加者はセッション（全てのラップ）が適切に記録され、データ・ロガーの全てが機能することを確認する責任がある。
7. データ・ロガー本体、またはシステムの一部（センサー類およびケーブルなど）が損傷などの影響により、データ・ロガーが正しく機能していることに疑いがある場合は、MCJP 事務局に直ちに通知する必要がある。なお、各セッションでの車両検査時点において、メモリー上のデータが存在しないか不完全な場合は、以下のペナルティが課せられる。

【データ・ロガー仕様規定違反】

違反対象行為	ペナルティ
公式予選： メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	ベスト・タイムに5秒を加算
決勝レース： メモリーの確認ができないか、部分的にしか確認ができない。	レース・タイムに30秒を加算

